

衆議院 内閣委員会 議 録 第九号

昭和六十三年四月二十八日(木曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

委員長 竹中 修一君

理事 近岡理一郎君

理事 戸塚 進也君

理事 宮下 創平君

理事 竹内 勝彦君

有馬 元治君

大村 襄治君

宮里 松正君

谷津 義男君

鈴切 康雄君

浦井 洋君

出席國務大臣

國務大臣 小淵 恵三君

(内閣官房長官)

出席政府委員

内閣総理大臣官 本多 秀司君

内閣総理大臣官 文田 久雄君

内閣総理大臣官 平野 治生君

内閣総理大臣官 重富吉之助君

事務局行政官 森本 一三君

事務局行政官 村瀬 松雄君

事務局行政官 治彦君

事務局行政官 洪谷 治彦君

事務局行政官 森本 一三君

事務局行政官 村瀬 松雄君

事務局行政官 治彦君

事務局行政官 洪谷 治彦君

事務局行政官 森本 一三君

事務局行政官 村瀬 松雄君

事務局行政官 治彦君

事務局行政官 洪谷 治彦君

事務局行政官 森本 一三君

事務局行政官 村瀬 松雄君

事務局行政官 治彦君

参考人 結城吉之助君

(引揚者団体全 国連合会副理事 長)

参考人 高藤 時和君

(全国元軍人恩 給未受給者連盟 常任理事)

参考人 大澤 利貞君

内閣委員会調査 室長

委員の異動

四月二十七日

井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

同日 井上 和久君

補欠選任 西中 清君

本日、御多用のところ御出席いただきまし

て、ありがとうございます。

御意見の聴取は質疑応答の形でを行います。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員

長の許可を得て御発言願ひ、また、委員に対して

は質疑ができないことになっておりますので、さ

よう御了承願ひいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。田口健二君。

○田口委員 私はまず最初に、官房長官にお尋ね

をいたしたいと思います。

十五年戦争と言われましたが、今次大戦におきまし

て、我が国はもちろんであります。かつて日本

が支配をしておりました地域、さらには中国を初

めとした東南アジアの地域、あるいは太平洋諸地

域における住民の中で数多くの犠牲者が出ておる

わけであります。

御存じのように、今日、日本は世界でも屈指の

経済大国と言われるほどに発展をいたしました。繁

栄を見ておられるわけであり。同時にまた、この

戦後四十数年間、平和な時代に私どもは生きてお

ります。日本の近代の歴史を振り返ってみても、

四十年以上にはわたって平和な時代が続いたこと

はかつてなかったと思っております。

これらのことは今次大戦における数多くの人々

の犠牲の上に成り立っております。過言では

ないと私は考えますが、政府の今次大戦による戦

争犠牲者に対する基本的な態度について、まずお

伺いをいたしたいと思います。

○小淵國務大臣 お答えいたします。

さきの大戦に關しましては、その国民が何らか

の犠牲を余儀なくされたことはそのとおりでござ

います。政府としては、そうした方々にどのよ

うにお報いするかということに腐心をいたしてき

たとところでございますが、実際的には財政上の困

難性もありまして、基本的には国民の一人一人が

それぞれの立場で受けとめていただかなければな

らない問題と考えております。

政府といたしましては、これまで戦没者の遺族

や戦傷病者あるいは生活基盤を失った引揚者な

ど、一般の国民と異なり特別の施策を必要とする

者につきましては、援護等の措置を講じてきたと

ころでございます。

これら一連の措置をもつて戦後処理に関する措

置は終了したものと考えてきたところでございま

したが、いわゆる戦後処理問題に關してはなお一

部に強い要望がありますので、民間の有識者によ

る公正な検討の場として戦後処理問題懇談会を開

催して、この問題をどのように考えるべきか検討

をお願いしていただいております。

政府といたしましては、五十九年十二月に内閣

官房長官に提出されました同懇談会の報告の趣旨

に沿うて所要の措置を講ずることを基本方針とい

たしまして、その具体的内容等につきましても種々

検討調査を行ってきた結果、この法案を提出する

に至ったものであります。これをもちまして、戦

後処理問題につきましても終結をさせたいというの

が政府の考え方でございます。

○田口委員 次に、今議題になっております平和

祈念事業特別基金等に関する法律案についての経

過であります。今も官房長官がちょっとお触れ

になりましたが、この法案は、去る五十九年十二

月、戦後処理問題懇談会から内閣官房長官に対し

て提言がございました。そういう提言に基づいて

今回の法案が提出されたという理解をいたしてお

ります。それでよろしいでしょうか。

○小淵國務大臣 そのとおりでございます。

○田口委員 今私があえてそのことをお尋ねいた

しましたのは、戦後処理問題ということになりま

すと、今論議になっております恩給欠格者あるい

は在外財産の問題あるいは強制抑留者の問題等はもちろんでありますが、さらにさまざまな問題がございます。一般戦災者の問題、あるいは残留孤児の問題、また、私自身が経験をしこれまで長年取り組んでまいりました原爆被害者の問題等数々の問題がございます。今回の審議に当たりまして、政府の答弁を聞いておりますと、そのようなさまざまな戦後処理問題がこの法案の中に盛り込まれておるような感じが、これは私の聞き違いかも知れませんが、するわけでありまして。

そこで、改めて今お尋ねをしておるわけでありませんが、今の官房長官の御答弁によりまして、この法案はそういう経緯の中から提案をされておるとすれば、戦後処理問題懇談会の提案の柱は、いわゆる恩給資格者の問題、在外財産の問題、そして強制抑留者の問題、これが柱になっておるわけでありまして、この法律案もその三つの問題が柱になっておるといふに理解をしております。

○平野政府委員 そのとおりでございます。
○田口委員 そこで、きょうはお二人の方に参考人として御出席をいただきました。

大変御多忙の中、しかも遠路御出席をいただきまして私どもの審議に御協力していただきますことを心から感謝を申し上げます。今から幾つかの問題についてお尋ねをいたしたいと思います。ごらんのように国会というところは大変かた苦しいところでありまして、緊張もなされておられると思います。私自身が新米ですから、そういう意味で気楽にひとつ御発言をなさっていただきたいと思ひます。

最初に、森本参考人にお尋ねをいたしたいと思うのであります。

森本さんが所属をされております団体のお名前あるいはその団体の中でどういう今お立場におられるのか、そしてこの団体を設立された目的、あるいは今日までどのような活動をなさってこられたか、そのようなことをひとつ概略で結構でございますからお聞かせをいただきたいと思ひます。

○森本参考人 私は、全国軍人恩給資格者個人給付実現推進連絡協議会熊本県連を代表する森本一三であります。本日は、私ごととき県連会長を参考人として本委員会にお呼びいただきましたことを光栄に存する次第であります。

私の所属しております団体と申しますのは、恩給を既に受給しておる方々、現在の恩給受給者であります。この方々のように国家補償を要求するのではなくて、わずかな慰労金でもいい、いわゆる個人給付を目的とした全国の会員、末端組織の会員同士が集まりまして、その会員の意思によりまして、その要望を集約した上で国会議員の先生方にその陳情あるいは嘆願を続けてまいりましたのであります。

この組織といひますのは各県とも独立採算制で協議会方式をとっておりますので、上意下達ではなくて、逆の、下の意思を上に通じる下意上達とでも申しますか、そのように会員が主体となって運動を続けてまいりまして、会員一人一人からの支持を得た上で今まで運動を続けてまいりましたものであります。

○田口委員 ありがとうございます。その目的、運動についてのたゞいまの御説明はよく理解をすることができたと思ひます。

今この委員会が審議をされておりますいわゆる平和祈念事業特別基金等に関する法律案、もちろんこのことについて重大な関心をお持ちであろうと思っております。したがって、この法案審議に当たって森本さんの団体あるいは森本さん御自身どのような御意見を持っておられるか、ございませうしたら、そのことを伺ひをいたしたいと思ひます。

○森本参考人 このたび平和祈念事業特別基金等に関する法律案というものが審議されますに当たりまして、第一条の法案の趣旨にあります、我々恩給者あるいは戦後強制抑留者あるいはまた引揚者のいわゆる関係者の労苦について、政府として慰藉の念を示す事業を行う基金を設けるというこ

とであります。これはまことに血も涙もある結構な法律案であると深く感謝しておる次第であります。

その基金事業の中に、法案の第四十四条にありますが、強制抑留者に慰労金を付して、同じ基金の事業の一環として、強制抑留者同様私たちが恩給者に対しても慰藉の念を示すことを法律として定められたものと存じます。実に血の通った政治と申すべきものであり、全国の末端会員一同感謝しておる次第であります。

ただ惜しむらくは、第六条にあります基金の資本金が十億円であるということでありまして、いさか少な過ぎるのではないだろうか、これは私も当事者として危惧するところでありまして、こいねがわくは、いま少しの増額をお願いできれば関係者一同ともどもに喜ぶのではないかと推察するものであります。

私たち旧軍人は、「そもそも国家を保護し国権を維持するは兵力に在り」として赤紙一枚で天皇陛下のお召しに応じ、「義は山岳よりも重く死は鴻毛よりも軽し」と覚悟せよ」と因果を含められて、お国のために生死を問はず戦つてまいりました。私たちは、恩給資格者であるがゆえにというのではなくて、その政府の慰藉の念を示すための金額が多かろうと少なからうと我々はそれを論じておるわけではございません。我々は、政府が今度の法案のように慰藉の念を示す事業をするのだとおっしゃっていただきましたところの法律案につきまして、強制抑留者同様、我々を含めた関係者に対して幾ばくかの慰労金を支給することを行う事業を本法案において示されておりますので、一日も早く、私たちが生きている間に実施していただきたく存じますので、この件切にお願い申し上げます。

○田口委員 ありがとうございます。

後ほどまたお尋ねをすることにいたしました。結城参考人にお尋ねをいたしたいと思ひます。先ほどと同じでございますが、結城さんの所属されます団体のお名前、そしてその中における結

城さんのお立場、その団体の設立の目的、そしてどのような活動を今日まで続けてこられたのか、概略まず伺ひをいたしたいと思ひます。

○結城参考人 私は、社団法人引揚者団体全国連合会の副理事長をやっております山形県の結城吉之助であります。

団体の目的は、海外同胞の完全引揚げ促進と、さらに引揚者の更生、援護などを軸に、社会復帰促進でございますが、さらに賠償金支払いに引き当てられた在外私有財産の国家補償であります。活動といたしましては、法治国家として、また世界の私有財産不可侵の原則より、国家百年の大計によつて筋を通していただきたいと四十年間叫び続けてきたのが、我が全国連合会の真意でございます。具体的には、在外私有財産に関する法的措置を講じられるように悲願を込めて活動し、運動を続けておるのが我が団体であります。問題は、国家が筋を通してくださることを熱望しているのが我が引揚者団体全国連合会の実態でございます。

○田口委員 ありがとうございます。

私自身も中国で生まれて中国で育つて帰つてきた人間でございますから、皆さん方の御主張はよく理解ができるわけでございますが、そこで一、二、結城さんの方にお尋ねをいたしたいと思ひます。

在外財産問題とは、戦後六年たった後に平和条約が締結をされ、その後発生をした問題だといふふうに引揚者の団体は言っておられるようであります。具体的に申し上げますと、国家の行為で在外私有財産を賠償金に充当した、そのように引揚者の団体では主張なさっておるようでありまして、そういうことでしようか、お考えをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○結城参考人 確かに、戦後六年たつてから平和条約を締結したあの時点に当たつて、日本は賠償金の支払いに在外財産の引き当てを連合国と合意したのでございます。よつて、平和条約締結以降に発生した私どもの問題でございます。したがつ

て、日本は賠償金を支払っておりません。これが現実でございます。インドの国では日本人の私有財産を所有者に返しておるといふようなこともございました。これはインドだけでございまして、ほかにはほとんどありません。

○田口委員 もう一点でございますが、政府は、これまで二回の措置、御存じのように昭和三十三年並びに昭和四十二年でありましたが、この二回の措置で法的には解決をしたんだ、このように言っておられるわけですが、結城さんの団体としてはこの点についてどのように御理解をしておりますでしょうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○結城参考人 確かに二回の法律は事実でございます。引揚者には昭和三十三年と昭和四十二年と二回にわたって法律の措置を講じておられます。しかし、この二つの法律には何らの法律根拠はございません。補償の字句は全然ございません。

法律第九号は昭和三十三年五月十七日に公布されておりますが、その際は、当時の厚生省援護局援護課長であられました小池欣一氏は、これは補償ではない、このようにはっきり言明しておられます。ただいま生存中の小池さんでござい

ます。また、政府と自民党は覚書をつくりまして取り交わしをしておられますけれども、これは自由に勝手にやった問題でございまして、当事者の私ども引揚者には何らの相談もございせん。このような状態でありましてを申し上げておきます。

○田口委員 ありがとうございます。また後ほど少しお尋ねをさせていただきたいと思ひます。一応これで参考人に対する質問を中断をさせていただきます。政府に対してはお尋ねを申し上げます。

極めて重要な法律案であります。私も何回か読ませていただきますと、非常に抽象的といひますか、一読をしてもなかなか内容が判明をしない部分がたくさん含まれておるといふうに感じます。

ので、具体的にこの法案の性格なり趣旨なり条文の考え方なりについて少し細かくお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、平和祈念事業特別基金を設立する趣旨は一体どういうことなんでしょうかというところをお尋ねをいたします。

○平野政府委員 先ほど内閣官房長官から御答弁させていただきましたとおり、戦後いろいろな問題につきまして政府としてはできる限りの措置をしてまいったところでございまして、いわゆる戦後処理問題、恩給欠格者問題、あるいはシベリアに抑留された戦後強制抑留者の方々の問題、あるいはたゞいま結城参考人の方がおっしゃいましたような引揚者と申しますか在外財産の問題、こういう問題につきましてはいろいろなところから論議が起きてきた経緯があるわけでございます。

そこで、これらの問題、いわゆる戦後処理問題につきまして有識者の意見を聞くということで戦後処理問題懇談会というのを開きまして、その方々の御意見をいろいろ承った。その報告、提言というものが五十九年の十二月、内閣官房長官あてに出されたわけでございまして。政府といたしましては、その戦後処理問題懇談会報告の趣旨にのっとり、それをまた基本方針といたしましていろいろ調査検討を重ねてきた結果、この法案を出すに至ったわけでございまして。

この法律案の趣旨は、法律案の第一条にございまして。ここに、「この法律は、云々以下あるわけでございますけれども、いわゆる恩給欠格者の方々あるいは戦後強制抑留者、さらには今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者、そういう方々の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うために基金をつくりたい」ということになってございまして。

そして、法律上は第三条にこの基金の目的が明記されております。これも御承知のとおりかと思ひますけれども、この特別基金と申し上げるのは

「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う」ということでございまして、そういう事業を行うためにこの基金をつくり、戦後処理問題に対して政府としてもできる限りのことをしていきたい、こういうふう

に考えているところでございまして。

○田口委員 そこで、今話があったが、この法案の第一条の中に「本邦以外の地域から引き揚げた者等」という言葉が入っていますね。この中にはいわゆる一般戦災者も含まれるのかどうなのか。

○平野政府委員 この基金は、たゞいま御答弁させていただきましたとおり、いわゆる戦後処理問題、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題、それから引揚者在外財産問題、こういうものを中心とする戦後処理問題の關係者に対する基金、こういうことになるわけでございますが、その基金の目的というところになりますと、先ほど申し上げましたとおり、「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念する」ということになってございまして。先般も実はこの席上での委員の先生方から御質問があったわけ

でございますけれども、こういう精神から見ると、ここに書いてある三つの問題以外にもいろいろなものがあるのではないかと御指摘がございました。

一つ具体的に申し上げますのは、これはや

象には当然なるということになるわけで、そういうことは、法律上は妙なことになるかとも思ひますけれども、この先生の御指摘の「等」で読ん

でいきたいということになるわけでございます。ところで、今御質問がございました一般戦災者、一般戦災者という言葉がどういう意味を示すのか非常に難しい問題がございまして、例えばさきの戦争により空襲等によつて亡くなられた方々、そういうふうな考えますと「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し」というところに入らないのか、こういうふうな聞かれますと、率直に申しまして、例えば基金の本来の事業であるそういう方々の資料の収集とか調査研究とか記録作成とか、こういう意味におきまして、その精神におきましてやはり入ってくるのではないかと、こういうようなこともさきに答弁させていただきました。

はつきりその關係者の中の「等」というのは何かというお話になりますと、具体的に先ほど申し上げた現地で亡くなられたシベリア抑留の方々というところになるわけでございまして、広い意味におきまして、さきの戦争で亡くなられた方々、本土と申しますか内地と申しますか、そういう方々のことについても無視して記録をつくら

たり資料を収集したりということは難しいか、こういう意味におきましては含まれるのではないかと、こういうふうな考えているところでございまして。

○田口委員 ところがちよつとあいまいなんです。だから私は冒頭に経過なりこの法案の柱、趣旨といふものについて重ねて確認をいたしたのです。今あなたの答弁を聞いておりましたも、先般の本委員会におきまして他の委員の方の質問に対しましても、私聞いておつてわからないのです。何か精神的には含まれるようだけれども現実にはそれは別なんだ。本当に一般戦災者が入るのですか。例えば本土において空襲によつて被害を受けた、

に、戦後処理問題というのは、いわゆる原爆被害者の問題だつてまだまだあるわけですから、そういうものが入ってくるということになればまた話は変わってくるのです。

しかし、さつきから何回もくどいようですが重ねてお尋ねをしておるのは、戦後処理懇の答申、提言に基づいてこの法律をつくったんだということになれば、やはり柱はこの三つに限定されるのではないですか。そういうあいまいなことを言うとおかしくなってくると思うのです。その辺はどうでしょう。

○平野政府委員 既に御承知のとおりに、この基金の対象となる問題と申しますか、あるいは関係者の方々、これは先生も御指摘のとおり、繰り返しになりますけれども、恩給資格者の方々、それから戦後強制抑留者の方々あるいは引揚者在外財産問題関係の方々、こういうことになるわけですが、実は戦後処理懇におきましてもいろいろ議論がございました。その中で、こういう事業をやろうという中で、当時の言葉を使わせていただくならば戦後の云々という言葉があつたようでございますけれども、そういう方々との関連においてこれらの問題も考えていく必要があるのではないかと。

例えば恩給資格者の方々、戦地で非常に苦勞された、こういう中で、そしてまた、本土と申しますか内地で同じように御苦勞された御家族と申しますかそういう方々、あるいは戦争で本場に空襲で亡くなられてしまった方々、そういう問題も関係があるということでございますので、この基金の直接の対象は何かと聞かれましたら、三問題に限られる、これは間違いないのでございますけれども、ただ、いろいろそういう記録を整備したり資料を収集したりする中でそういう方を全く除外して考えることはむしろ極めて難しいのではないかと、こういうようなことがございますので、そういうことに限つて言えはこういうものも含まれることにはなるのではないかと、こういうふうな御説明申し上げているところなのでございます。

○田口委員 それでは、法第三条のこの目的の中で、「関係者に対し慰籍の念を示す事業を行う」ということを目的にしているわけですね。これはとり方によりますと二つあるのです。一体、関係者に対する慰籍の念を示すための事業を行うことが主なのか、それとも戦争体験を風化させないためにさまざまな事業をやつていく、今後の日本の恒久平和を目指して、今までの戦争体験といふですか、こういうものを風化させない、こういう事業をやつていく、これはどつちなんですか。

○平野政府委員 この第三条に書いてございます「国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業」、この具体的な事例といふものは、既に御承知のとおりに二十七条に書いてあるわけでございます。二十七条の一項の一号から三号までにつきましてはそれが具体的に書いてございまして、労苦に関する資料の収集とか保管、あるいは調査研究とか出版物その他の記録の作成その他のいろいろなことが書いてございまして、そしてさらに五号におきまして、「前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行う」、こういうふうな業務が書いてあるわけでございます。

つまり、慰籍の念を示すという事業の内容につきましては、戦後処理問題懇談会等でも議論された中で、やはりさきの大戦において関係者の方が大変苦勞された、そういう苦勞された方をそのまゝにしておくのではなしに、そういう戦争犠牲者を銘記し、平和を祈念するために、そういうふうなことを後世の国民にきちつと語り継がなければいけない、こういうことも議論されたわけでございますから、そのように具体化された問題につきましてはその一号から三号までに具体的に書いてある。ただ、そこまで書いてございましてすけれども、それ以外何かあるかもしれないということでも、慰籍を示す事業の内容でこれからいろいろ御議論される問題については五号ということと読めるのではないだろうか、こういうふうなことで書

いてあるわけでございます。直截的な答弁にはなりにくいと思いますが、慰籍を示す事業の内容といふものは、その後世のために語り継ぐという事業も含めていろいろあるものがあるのではないかと、このように考えているわけでございます。

○田口委員 二十七条については後ほどまた少しお尋ねをしますが、特に五号の問題が出てきているので、一体どちらに主眼を置いてやつていくか、このようにお尋ねの、その辺はどうでしょう。

○平野政府委員 どちらか主眼といふのはあれでございまして、この平和祈念事業特別基金をつくるに至つた経緯については、冒頭官房長官からも御答弁をさせていただきましたとおり、戦後処理問題懇談会の報告といふものが基本的な方針になつていまして、あるいはさらには、実は御承知のとおり各方面とも、例えば党とも十分相談をさせていただいたわけですが、関係者の労苦について国民の理解を深めること等によりそういうものを行うということもあるわけでございます。この事業そのものは関係者だけを対象としたものではなく、広く国民一般の方々についてもその理解を深めることも必要であるということ、それが例示的に法文の上にも書いてあるわけでございます。それがまた関係者の方々に慰籍の念を示すという事業にもなる、こういうことでございまして、例示的に書いてあるという意味で申し上げます、国民の理解を深める事業といふことが第一に考えられるということ。つまり、法文的に言いますと二十七条の一号から三号まで書いてあることが一つまず具体的に示されているということになるかと思つております。

○田口委員 二十七条は後からまたもう少し具体的に御尋ねします。そこで、次の問題は二十四条の運営委員会です。委員十人をもつてこの運営委員会といふものが組織をされるわけですが、この中で、「基金の業務に

務に關し學識経験を有する者のうちから、任命する」ということになっております。「學識経験を有する者」といふのは、これは関係者からというふうな理解をされているのですか。

○平野政府委員 「學識経験を有する者」という意味でございまして、大變広い意味になるわけですが、関係者の方々も当然この問題につきましましては學識経験と申しますかそういうものを有していらつしやるわけでございますから、この委員にふさわしい方があれば、その関係者の方々から任命と申しますかお願いするということも当然あり得ると思つております。

○田口委員 私も、当然そういうことになるだろうというふうな考えをいたします。

特にこれは要望として申し上げたいと思つても、そういう関係者の中からこの委員を任命するに当たつては、十分やはり皆さんが納得できるような公平な措置で任命をしていただきたいということを、これはぜひ要望として申し上げておきたいと思つております。

なおかつ、この運営委員会から政府に対して業務に關して提言を行うことができるというふうなことを考へるわけですが、このような提言があつた場合には、これは当然尊重すべきであるといふふうに考えますが、どうでしょうか。

○平野政府委員 法律の立て方からいいますと、運営委員会といふのは基金に置かれるわけでございます。したがつて、その提言といふものはまず基金の理事者側に行われるわけでございますけれども、ただいま先生も御指摘がございましたとおり、事実的には政府の方にも提案していただくように、運用と申しますか、そういうことで運営委員会の御意見を十分考へていかなければいけないといふふうな考えをしております。

それで、政府に出された御意見につきまして、これは申し上げるまでもないところでございまして、その趣旨を踏まえて十分検討してまいりたい、このように考へていられるわけでございます。

ます。

○田口委員　そこで、二十七条のことにちよつと触れさせていただきます。

先ほども御答弁があつたのでありますが、第一項五号の中に「第三条の目的を達成するために必要な業務を行うこと」四号は附帯業務でありますが、これはある意味では一号、二号、三号とは別のことを考へておられるというふうな思ふわけでありま。この五号を設けた趣旨及びこの五号では一体どのような事業をやろうとしておられるか、想定されておられるのか、ひとつわかつておれば教えていただきたい。

とりわけ、これは当然個人給付的な業務もこの五号の事業の中に含まれるというふうには私は理解をしておるわけです。

そしてまた、ここでちよつと違うことは、三項の中で、この「業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない」と書いてあるのです。わざわざここに「内閣総理大臣の認可を受けなければならない」というふうな規定をした理由というものは、一体どういふことなんだろうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○平野政府委員　ただいま御指摘がございました二十七条の五号でございます。これは、基金の目的、三条にも書いてあるわけでございますけれども、「基金は、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う」、こういうことで、その具体的な例が、先ほども少し申しましたけれども二十七条に書いてある。そして、例示的に申しますか、私ども考へ得る範囲でとりあえずと申しますか、一つの重要な大きな柱として、関係者の労苦に関する資料の収集、保管、展示、あるいは調査研究、出版物その他の記録の作成、こういうふうな書いてあるわけでございますけれども、その関係者の労苦に「慰藉の念を示す事業」といったもの、一つの大きな柱ではございますけれども、そこに例示的に挙げたもの以外にまだ何かあるかもしれない

ということを私ども考へるわけでございます。

そこで私ども、その場合にどうしたらいいの、法的にどういふふうにしておけばいいの、ということでは法制局とももちろん詰めたところ、結局そこ以外に何かあるんだということをまず抽象的に書いておかざるを得ないだろう、もし何かやるのが具体的に既に決まってるならば、この条文の中にこういうことをやりますよということ、例えば新しい五号と申しますか六号と申しますかそこに書けばよろしいのですけれども、その問題が必ずしもまだ決まってる、こういう状況なものでございますので、五号を置きました、その内容がもし決まればこの五号でできるといふ法律上の手当てと申しますか形をとっておきたい、こういうふうな思つたわけでございます。

それでは、こういう五号をやるに際して内閣総理大臣の認可を受けてやらなければいけないといふのはどういふことなのか、こういうお尋ねでございます。

これは申し上げるまでもないわけでございますけれども、この平和祈念事業特別基金というのは、国が本来やるようなものにつきましてさらにいろいろの効率性を考へて基金にやらせよう、こういうことでござい。したがって、基金の目的がもちろん公益性を持つものでござい。それからその出資額も全部政府が行うということになつてゐるわけでございます。そして、国の監督のもとに基金の業務がきちつと適切に運営される、そういうことが必要である、こういうふうな私どもも思つてゐるわけでございます。そういうふうな考へますと、基金の業務といふのはまず法律できちつと決める必要があるというのが第一でございます。

と同時に、私が先ほど申しましたとおり、まだ法律に書くまでにより具体化されてない問題、この問題についても基金にやっていたとすれば、そのことについても国がきちつと責任を持つてやる、こういう形をとる必要があるのではないかと、この基金の第五号に書いてござ

います「第三条の目的を達成するために必要な業務」、この業務、具体的な問題については国の方の認可を必要とする、それによつて国のいわば責任といふものも十分果たしてまいりたい、このように考へてゐるところでございます。

○田口委員　今言われましたように、内閣総理大臣の指揮監督権というものはこの法案の中にも明記されてゐるわけですが、業務の内容ですから、当然運営委員会が設置をされて、その運営委員会の中で協議が行われ、一定の業務というものが出てくる。それを内閣総理大臣の認可を受けなければならぬといふのは、私は常識的に考へてみて、これは個別給付だ、個人に対する給付だ、だからそんなに簡単にいふから、これは財政的にいふいろいろな問題を含めてやはり総理大臣の認可を受けてから、こういうふうな理解するのです。

だから、第五号で想定する「必要な業務」といふものの中身といふのは個人給付が含まれるわけですね。どうなんですか、そう理解していいですか。

○平野政府委員　率直に申しまして、この第五号によつて行われる事業の内容につきましては、運営委員会ではいろいろ御議論いただくということ、そこでいろいろ御議論されたものについて総理大臣の認可を受けて行、こういう建前になつておりますので、私どももいたしましては、その運営委員会の協議の結果、その推移といふもの、その動きといふものを見守つてまいりたい、このように考へております。

○田口委員　答弁しにくいのだらうと思ひますが、しかし、先般の当委員会におけるあなたの答弁の中でも、いわば個別給付も広い意味で含まれるんだと言つてゐるのです。ですから私どもも、常識的に考へてゐる。「慰藉の念を示す事業」といふのは、一号から三号までは例示してゐます、これは当然のことですね。さらに、それ以外に五号でもつて特別の事業をやると言つてゐるのですから、それは個別給付以外の何物でもないと言つたらちよつと言ひ過ぎかも知れません

が、それは当然含まれるといふふうな理解をしておるわけですが、いいですね。

○平野政府委員　いずれにいたしましても、運営委員会の御協議の推移、そういうものを見守つてまいりたいといふふうな考へております。

○田口委員　その程度でしようから、一応この問題は、何回も申し上げておりますように、私は当然五号における業務といふものには個別給付といふものが含まれる、このように理解をして、次の段階に入つていきたいと思ひます。

この基金の運用資金、これは最終的に政府の出資金で二百億円を出資する。考へてみますと、まず第一には、五年間で二百億を最終的にやる、そうすると六十八年度からということなんですね。こういう緊急かつ重要な課題、特に該当される方は、もう戦後四十三年が経過しようとしてゐる、非常に高齢化も進んでゐるわけですね。五年間待つて二百億。これはどうなんですか。きょう財政当局は呼んでおりませんけれども、仮に二百億という額に限定をしたとしても、こんな五年間じやなくて、もっと早く出資、積み立てをすべきではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○平野政府委員　その二百億の出資額、なるべく早く積み立てという御主張は確かに私どもにわかるわけでございますけれども、御承知のような現在の厳しい財政状況のもとでどのようにいふ出資額といふものを積み立てていくかという問題、これは財政当局からお答えすべきかと思ひますけれども、そういう問題もござい。五年を目途に二百億を積み立てていきたい、このようにいたしてゐる次第でございます。

○田口委員　五年を目途といふことで、あなたは財政当局ではないから断言はできないかも知れませんが、五年以内になるべく早く積み立てをする、出資をする、そういうお考えはないんですか。

○平野政府委員　目途といふことでござい。私どもも財政当局と十分協議させていただきますながらこの基金の本来の事業が適切に行われるよ

う努力してまいりたい、このように考えております。

○田口委員 次に、事業を行うための資金は、いわゆる二百億円の出資金によって生ずる果実でもって事業を実施する、こういうことになっているわけですね。間違いないですか。

○平野政府委員 そのとおりでございます。

○田口委員 そこで問題は、二百億円はそのまま使えるわけじゃないんですからね、これは出資金なんです。そこから生ずる果実といえ、仮に最終年度で二百億円が積み立てられた、これを年間に回してみて、仮に五割という利息で運用されたとするならば、そこから出てくる果実というのは年間十億円ですね。だからその範囲の中で、さつきから私もいろいろお聞きしている事業をやるというたら、これはやはり問題にならないと思うのです。

ですから、この二百億は全額支出じゃないから、出資金ですから、これはもつと大幅にふやすべきじゃないか、こういう気がするのですが、その辺は財政当局とのやりとりもあつたのでしょうか、政府の方としてはどういうふうにお考えになつてゐるのか、お尋ねしたいと思います。

○平野政府委員 昨年暮れの予算編成におきまして確かにそれが大問題になつたことを私も記憶いたしております。そこで、二百億円という出資金を政府が行うことによつてその範囲内でやるというところが、実は政府と党の間の了解事項と申しますか、その結果二百億ということが決まつたわけでございます。私もその範囲内においてできる限りのことをしていきたい、このように現在考えておるところでございます。

○田口委員 これはだれが考えても、二百億円という出資金では極めて不十分であるということとは皆さんもそう思つておられると思ひますので、これは今後の課題もありますから、私もどうしてもこの出資金の引き上げにつきましてはさらに今後をやつていきたいと思つております。三十三条の中で資金の借り入れという問題が書

いてありますね。資金の借り入れをすることができるといふのがありますが、この資金は一体何を指すわけでしょうか。

○平野政府委員 基金が行う事業、これは政府が全部出す、出資をするということになつてゐるわけでございます。その出資した額の果実で行うということになります。先生が再三御指摘いたされておられますと、それが五年を目途といふことになつてゐるわけでございます。したがつて、その果実といふことも必ずしも十分ではないといふことになります。そうなりますと、やはり必要な予算と申しますか枠というものを国から補助するということも起きてくるというふうにも思つております。

そういった資金というものが例えば年度当初から着実に入つてくればよろしいわけでございますけれども、いろいろな理由で資金がショートすると申しますか、直ちに入つてこない、そして基金の事業に支障があるというふうなことがあつた場合には、極めて短期のそういったような資金の不足という事態がある場合にはそういった借り入れを行う、こういう意味でございます。長期的に何かを借り入れるとか、そういうようなことはこの条文で想定してゐるわけではございません。

○田口委員 その長期的でないといふことは、さつきからも私お尋ねしておるわけですが、五年間を目途に二百億の出資、五年も待つておつたのでは到底どうしようもない、事業資金としても不足をする、だから、ある意味ではどこから借り入れをしてきて早く二百億にして事業を早く始めた、こういう意味での借り入れではないのですか。

○平野政府委員 そういう意味ではございません。先生がおっしゃつた意味の二百億がたまるまでの間の必要な経費というものは、私もどうしても国からの補助として出したいというふうな思つてゐるわけでございます。ここに書いてございますのは、先ほど申しましたとおり、その補助をするにしても年度末かにならずに渡ればよろしいの

ですけれども、何かのいろいろな都合で行かないような、そういう短期的に資金が不足するような事態が生じた場合には、おっしゃるような形で借り入れを行う必要があるのではないかと、そういうために置かれた条文でございます。

○田口委員 いや、そこでちよつとわからなくなつたのですが、補助をされると言ひましたね。そうすると、ある一定の出資金がたまつてくるまでにいろいろな事業をやる、当然五年を目途ですから、その間に足らなくなつた。十億とか二十億とかいふ金を補助をするのですか、それを返さなくていいのですか。

○平野政府委員 国からの補助金でございます。返さなくてもいいと思ひますけれども、ことしの例で申しますと、これは十億円の出資金しかないわけでございます。そうしますと、もうその果実たるや実は微々たるものでございます。そこで私も今年度、六十三年度、これは法案を成立させていたゞきますれば夏から発足させたいと思つてゐるわけでございますけれども、その経費といたしまして約五億円、国から補助をするという形をとつておるわけでございます。

○田口委員 そうしますと、今の問題を整理をしてみますと、最終的に五年を目途にして二百億の出資金が積み立てられ、それが運用されてその果実によつていろいろな事業が行われる。五年間で、五年待つて事業をやるといふわけにもいきませんし、もつと前からやらなければならぬ、そうするとそれに対しては国の補助がある。といふことは、二百億の果実プラス補助、これで事業が実施をされるというふうな理解していいのですか。

○平野政府委員 そうではございませんで、二百億全額出資が終わればその果実で行われるわけでございますけれども、それに至るまでの過程はどうしても二百億の果実に比べれば当然に低いわけでございますので、そのいわば差額といふとあれかと思ひますけれども、その不足する分を国から補助していく必要があるのではないかと、この

ように考えてゐるわけでございます。

○田口委員 だから私がお聞きをしてゐるのは、仮に、五年目途ですから、五年以降は二百億は積み立てが完了しますから、その果実でもつて事業を運用していく。しかしそれまでは二百億にならぬわけですから、非常に少額の中で果実も少額になつていく、だからその分は政府から補助で事業を実施する、こういうことになるわけでしょう。

○平野政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○田口委員 そこで、この四十一條の關係で、「基金の解散については、別に法律で定める」ということになつてゐますね。しかし、私は今の基金の性格から見ますと、半永久的という言葉が適當であるか別にはいたしまして、かなり長期にこれは存続をされるべきものである、このように考えるわけですが、いかがでしょうか。

○平野政府委員 そのとおりになるんじゃないかというふうにも思つております。

○田口委員 それから、先ほどのことに若干後戻りみたいになるかも知れませんが、今後の物価変動とかさまざまな経済情勢の変化というものを考えていきますと、先ほど室長の方は財政当局ともいろいろ相談をした結果、二百億ということが、当面の妥協点と言つていいのでしょうか、決まつた金額なんです、私はやはりこれは将来的にもつとふやしていくという努力が当然必要になつてくると思うのですが、その辺について総理の方ではどういうふうにお考えになつておるのでしょうか。

○平野政府委員 将来のことでございますから、私からこの場で申し上げるのも非常にいかがかと思ひますけれども、いずれにしても、基金の事業というものは円滑に運用されていくことが基本的な大事なことでございます。ですから、そういう事態が生ずるような場合には、当然財政当局とも十分相談して基金の事業の運営に支障のないようにしていただく必要があるのではないかと、このように

考えております。

○田口委員 次に、これはちよつと本法案から直接には離れますけれども、厚生大臣の私的諮問機関であります戦没者遺児記念館に関する懇談会の中間報告というものが六十二年の十二月に出されているわけですね。これは戦没者遺児を初めとする国民の労苦の風化を防ぎ、戦争の歴史を客観的、具体的に後世に伝え、平和を祈念することを目的とする戦没者遺児記念館の設置が提言をされておるわけです。

このような国のレベルでの平和祈念に関する事業、ほかにもまだ当然考えられる問題だと思ふのですが、こういうものと今回の法案で言うところの基金との調整はどうやっていくんだらうかというのがちよつと疑問としてあるのですが。

○平野政府委員 お話しのとおり、現在厚生省におきましては戦没者の遺児記念館、これはもちろん仮称かと思ふすけれども、その構想が検討が進んでいるというふうな何つておられます。私どもの方の基金というものは、既に先生も御承知のとおり、いわゆる恩給資格の方々あるいは戦後強制抑留の方々、引揚者在外財産問題の方々の遺族、遺児ということで対象が少し違ふと言えは違ふわけでございますけれども、ただ先生のお話にもございましたとおり、その具体的な内容という点になりますと非常に似通つた面もあるんだらうというふうに私も思つております。

この問題につきましては、私も当初から厚生省その他関係省庁とも現在いろいろ調整と申しますか検討を続けているところでございますけれども、いづれにいたしましても、こういうようなものも、グブつてという言葉は悪いのですけれども、要するにこういう事業が的確に行われるように必要な調整はきちつと行つていきたい、このように考えております。

○田口委員 次に四十三条、強制抑留者の関係です。戦後強制抑留者に慰労品及び慰労金を支給をする、こういうことでの法案の中にも明確にな

っているわけですが、今回の法案の柱の他の二者、いわゆる恩給資格者あるいは在外財産の関係の方々が除かれておるといふ考え方ですね。これは一体どういうことなんですか。

○平野政府委員 この御審議をいただいております法案あるいはそれによつて設立を予定いたしております特別基金、こういったことに対する関係者あるいは対象者ということになりますと、再三申し上げております恩給資格者、戦後強制抑留者、引揚者在外財産問題の関係の方々、こういうことになるわけでございますけれども、もう一方、この法律の趣旨、第一条に、そういう基金をつくるということ、「戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行う」、こういうようなことを基金にやらせるといふ趣旨のことが書いてあるわけでございます。

そこで、ただいまのお尋ねは、戦後強制抑留者にはそういうことをするけれども、先ほど私が申し上げた三問題のうち、いわゆる恩給資格の方々あるいは引揚者在外財産問題の方々に對してはそういうことはしてないのはなぜか、こういうお尋ねかと思ふのでございますけれども、これはいわゆるシベリアに抑留された方々が、戦後においてあの酷寒、非常に寒いところで過酷な強制労働に服されたというような特殊な事情、特別な状況を考えて、こういう方々に對しては国として何らか個別に慰労の気持ちをおわす必要があるのではないかと、こういうところからいわゆるシベリア抑留の方々にはこういう措置を講ずることとした、こういう経緯があるわけでございます。

○田口委員 それでは逆にお尋ねをしますけれども、強制抑留者の関係の方々に對しては、中身はいろいろ問題はあると思ふますが、この法案の中にある程度書いてある。片一方では、基金が設立をされて五号で言うところのその他の事業も入つてくるわけですが、この事業では抑留者の関係は扱わないということですか。

○平野政府委員 そういう意味ではございませ

ん。この基金のいわば対象となると申しますか、関係者の方々というのは、再三申し上げておりますとおり、恩給資格の方々、戦後強制抑留者の方々、そして引揚者在外財産問題の方々でございますので、いわゆるシベリアに抑留された方々も基金の対象、二十七条の業務の対象となるということでございます。

○田口委員 この慰労の品というのは、具体的に政府はどういうふうにお考えになつておるのですか。

○平野政府委員 慰労品の贈呈につきましては第四十三条に規定がございまして、「内閣総理大臣は、戦後強制抑留者又はその遺族に総理府令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労するものとす。」という条文がございまして。お尋ねの慰労の品は総理府令で定めたいというふうな現在考えておりますけれども、関係者の方々の御要望等も伺いながら私も現在考えているわけでございますけれども、一応銀杯というふうな考えてございます。

○田口委員 先ごろのこの委員会の中でも議論になつておりましたが、この抑留者の問題は、いわゆるジュネーブ条約に言うところの労働の対価との関係ですが、今回慰労金を支給すると言つておりますが、政府の方としてはこの関係についてどのようにお考えになつておられるわけですか。

○平野政府委員 ジュネーブ条約との関係については私どもの方からお答えしていかどうか、あるいは外務省あたりが一番いいのではないかと、いふふうに思つておりますが、いわゆるシベリアに抑留された方々に対する姿勢と申しますか、基本的な考え方につきましては、もちろん、いわゆるシベリアに抑留された方々は強制抑留されて酷寒の地で非常な過酷な労働を強制された、しかもそういう方々に對して、お話がございました対価というものが払われていない、こういう状況、あるいはそういう関係者の方々の心情というものは私も非常によくわかつてはいるつもりでございます。

ただ、そういったことが、じゃ労働対価を払うような、言つてみれば補償しなければいけないようなことになつてはいるのかどうか、こういう問題になりますと、実は先生も既に御承知のとおり、現在裁判にかかつてはいるということもございまして、私から御答弁するのはあるいはいかかと思ひますけれども、基本的な考え方としては、国としてはそういう方々に補償する義務というものはないのであるかどうか、こういうことが基本的なベースになつてはいるわけでございます。

したがいまして、今回私ども、戦後強制抑留者、いわゆるシベリア抑留者の方々に慰労品を贈呈したり、あるいは恩給を受給してない方々等に対しては慰労金を十万円でございますけれども差し上げようというところは、そういう関係者の労苦を慰藉する事業の一環として行つていくことと、いふまゝして、労働の対価とかあるいは補償とかそういうものでは、ない、そういう考え方に基づいてこの法律ができてはいる、こういうこととでございます。

○田口委員 そこで、この慰労金の支給対象者の中からシベリアで亡くなつた方を対象外にしておる、この理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○平野政府委員 ただいま御指摘がございましたとおり、私もこの法案の上におきまして、戦後強制抑留者の方々は遺族の方々に、先ほど申しましたような状況にかんがみて個別に慰労の気持ちをおわす措置を四十三条以下にいろいろ規定してはいるわけでございます。

その中で、先ほど先生から御質問がございました慰労の品、銀杯ということになりますけれども、その四十三条の慰労の品につきましては、シベリアから我が国、本邦にお帰りのなつた方全員に差し上げる、こういうことになつてはいるわけでございますけれども、慰労金につきましては、御指摘がございましたとおり年金恩給等を受給してない方に差し上げるという法律の立

て方になっておるわけでございます。

これは、いわゆるシベリアの抑留者の方々に個別に慰勞の気持ちをあらわすという考え方の中で慰勞金ということが議論になりましたときに、そういう大変御苦勞された方々に對していわば慰勞金というような形でその慰勞の気持ちをあらわすということとは必要だという議論が行われた中で、実はシベリアに抑留された方々はその抑留期間と

いうものが例えば恩給の在職期間に既に反映されている、あるいはシベリアで受けた傷がもとになつて何らかの、例えば障害年金なり、恩給で言へば増加恩給みたいなものをもらっている方々について、そのシベリアに抑留された間に受けた傷というものがもとになつて、いつてみれば恩給なし障害年金の中に反映されている、別の言葉で申しますと、シベリアに抑留された期間に起きた、そういった在職期間なり傷というものが、恩給なし援護法に基づく年金なりに何らかの形で国の気持ちがあらわされている方々については、いろいろあるかと思ひますけれども、ひとつ御遠慮願つて、国として今まで何もそういったことについて国の気持をあらわしていない方々に対してはせめて十万円を、慰労金を差し上げたかどうか、こういうことでこの法案を提出するまでに至つた、こういうことでございます。

○田口委員　今、室長の方から私がお聞きをしようと思つたお話がありました。いわゆる年金受給者については対象から外しているわけですね。もちろん現地で死亡された方についても、戦傷病者戦没者遺族年金等の法律の適用なり、恩給資格年限に達した方々は当然恩給をもらつておられるわけですが、私に、慰労金という形で出される以上はそういう区別をすべきではないのではなからうか、こういうことを申し上げておきたいと思いますが、今御答弁がありましたから一応それなりに理解いたします。

時間が余りなくなっていましたので、ここでもう一度参考人の方に重ねてお尋ねをしておきたいと思います。

今いろいろと本法案の内容をめぐって政府との間に疑問を行ってきたのでありますが、この際、この法案に対して、あるいは別のことででも結構ですが、ぜひこの機会に申し上げておきたい、そういうことがございましたらひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

まず森本参考人、よろしかったらお願いいたします。

○森本参考人　今までいろいろと御質問、御答弁がありましたことを聞いておりました。

ただこの法案の第三条に、「関係者」、いわゆる我々恩給欠格者、戦後強制抑留者、在外財産の方たち、この「関係者」に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。」とあります。ところがこの後の方に、強制抑留者に対しては別個に十萬圓の金品を支給するんだ。我々はこの関係者の一員であります。「関係者」に対し慰藉の念を示す事業を行う」、先ほど来私達が、政府は血も涙もある政策を行つてくれるんだ、まことにありがたいと申しますのは、そこにあるわけであります。

ですから、「関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。」その中に特別に、別途に強制抑留者に対してはこうするんだという条文文からあげての慰藉の念を示すということであるから、我々は非常に期待し、かつまたお礼まで申し上げようかと思っておるくらいであります。ですから、この点についてぜひ三者、三団体と申し上げますか、関係者すべてを包含したところの「慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。」その目的どおりに行っていたければ幸いだと思っております。

終わります。

○田口委員 どうもありがとうございました。
それでは、結城参考人お願いいたします。

○結城参考人 まことにありがとうございます。
委員の先生が委員長長の統制のもとに政府とやつて
いらつしやるお話を聞きいたしまして、何かしら
温かい感じを受けました。何とかしてやろうと

いうようなお言葉でございまして、非常に感謝申し上げます。ありがとうございました。

ただ申し上げたいことはたくさんござい
ます。しかしそれは時間がありません。簡単にと、
このように先生がおっしゃいましたが、どうしても
これだけは申し上げたいという点だけを申し上げ
させていただきます。

それに、この基金法の第三条に、関係者に対し慰藉の事業を行う、かようにございます。この慰藉の事業に對しまして私ども被害者団体は、金錢や名称は別といたしまして、在外私有財産を失つた、生きる社会ごとく失つた、この被害者に對しまして補償するもの、これが慰藉事業であるな、このように解釈しております。

政府が賠償金支払いに引き当てて在外私有財産を失った、引揚者は生きる社会ごとく失つた、この引揚者に対して補償するもの、これが慰籍事業である、このように解釈しております。政府が賠償金支払いに在外私有財産をもつて引き当てた問題でございます。それがために、我が日本の国家経済再建に、その原点となつた、かように私どもは信じております。

でありますので、法第三条の慰藉事業をもつて在外財産の補償措置を講ぜられたい、この切なる願いこそ、最初は四百五十万の引揚者でございましたが、現在はいくつと減りまして二百七十三万人になってしまいました。この全国の二百七十三万人の引揚者の方々が、祈るような気持ちを持ってこの慰藉事業を見守っておるわけであります。

以上、申し上げましたが、発言させてもらいましたことを感謝申し上げます。終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○田口委員 それでは最後に、官房長官にお尋ねをいたしたいと思います。

その前に、森本さん、結城さん、それぞれ参考人として御出席をいただきまして、本当に貴重だな、そして血のにじみ出るような御労苦の中でお訴えをされましたし、政府におかれても、そのよ

うな御意見を十分配慮していただきまして今後これらの問題に取り組んでいただきたいというふう
に、まず御要望を申し上げておきます。

官房長官に御見解を聞きたいのでありますが、いわゆる恩給欠格者の問題というのはこれまでたびたび当委員会でも論議をされてまいりました。私も拝聴いたしておりますと、前任の後藤田官房長官の御発言などを聞いておりますと、今言われ

ている恩給欠格者の問題は恩給制度の中で解決をすることはもう無理なんだ、こういうことを政府側としては盛んに言っておられるわけです。私も現在の恩給制度あるいは年金制度を含めてその問題をいろいろ検討してみましたけれども、確かに制度としてこれを解決するのは難しいというのは私も率直に認めます。

ただ、不可能ではないと思つてゐるのです。例えば、今はもう廃止になりましたけれども、通算年金通則法のような特別立法をもつてすれば、このことは必ずしも不可能ではないと私は思つてゐるのです。ただ、今の政府の態度ではなかなかそこまでいかずに、現行の恩給制度の中でこの問題を解決するのは難しい、こう言つてきておられるわけです。

そこで、私はさきの当委員会の中でも質問をいたしまして、また附帯決議の中にも入れていたいただきました。御存じのように昭和五十四年には旧日赤救護看護婦に対して、昭和五十六年には旧陸海軍従軍看護婦について慰勞給付金が実は支給されているわけです。御承知だと思います。これは別に恩給制度でも何でもないのですよ。ですからそういう制度を、恐らくこれは予算措置ではないかなと思っておりますけれども、こういうものができるわけです。これは先例があるわけです。

ですから、いつまでも恩給制度の枠の中で物事を考えてできないと言うのではなくて、ちゃんとう立派な先例があるわけですから、そういう立場から検討していくならば、このいわゆる恩給欠格者問題も十分に解決をすることができ、私はこのように考えているのですが、官房長官い

かがでしようか。

○小淵國務大臣 今日までの経過につきましては田口委員御指摘のとおりでございます。私もその経過については重々承知をいたしておるつもりでございます。

しかしながら、現在政府といたしましては、この恩給資格者問題につきましても、本法案を通じてこの基金の中に設けられます運営委員会においてその事業のあり方について協議をされることに相なっておりますので、その中でこの御議論がどう展開するか、その推移を見守っていくというのが今ここで私がお答えできる範囲だと思ひますが、先生のおっしゃっている意味合いにつきましては、十分承知をいたしておるところでございます。

○田口委員 以上で終わります。

○竹中委員長 参考人各位には、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

午後二時十二分開議

○竹中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

この際、参考人に申し上げます。本日は、御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

御意見の聴取は質疑応答の形で行います。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て御発言願ひ、また、委員に対しては質疑ができないことになっておりますので、さよう御了承願ひます。

竹内勝彦君。

○竹内(勝彦)委員 今回の政府提出の平和祈念事業特別基金等に関する法律案、この問題に關しまして質問をさせていただきます。

まず、官房長官にお尋ねしておきますが、今回、この戦後処理問題、いろいろなものがございますが、そういうものを含めましてこの処理をしよう、特にシベリア抑留者に対しての措置というものがここにうたわれておりますが、その中で今回このように平和祈念事業特別基金というものをつくりようとした理由、それからその経過をまず御説明いただければありがたいと思ひます。

○小淵國務大臣 竹内委員御案内のとおり、戦後未処理の問題というものが出ておりました。この問題については昭和四十二年に政府としては一応の終結をしたものだといふ基本的な考え方ではございましたが、その後、いろいろな方々からいまだにその問題は決着せずといふことで問題を提起されたわけでございます。

そういうこともありまして、政府としては、それならばということで民間有識者による戦後処理問題懇談会において御検討をお願いし、そうした問題をいかに処理すべきかといふことで熱心な御討議をお願いした。その結果についても上国において措置すべきものはないとの結論に至らざるをえなかった。という結論をいただきました。いわゆる三問題についてもそういう結論を得たわけでございますが、しかし、こうした問題について基金をつくらせてその中でいろいろ御苦労された方々を慰撫することが望ましいだろうという御報告を得ましたので、政府としてはその報告に基づきまして今回の法律を成案を得、そして御審議を得て、この法律によつて、そうした戦後の、その後の問題の提起になりました点については一応の終結を得たいといふことで、今回の法律案を提案いたしました次第でございます。

○竹内(勝彦)委員 昭和五十九年十二月二十一日、戦後処理問題懇談会の報告が出されておりますけれども、その中身、要旨を伺つておきたいと思ひますので、御説明ください。

○平野政府委員 ただいまお話がございましたように、五十九年の十二月二十一日、戦後処理問題懇談会の報告書が内閣官房長官あてに提出されました。この戦後処理問題懇談会は五十七年の六月に発足いたしました。延べ三十五回、二年半にわたるいろいろな角度から検討していただいたわけでございます。さきの大戦において国民が大変な犠牲を払ったといふことを十分認識した上におきまして、政府がこれまでとってきた措置あるいは関係者の要望、さらにはこの問題に対するいろいろな考え方、こういうものについて議論をしてきたわけでございます。

そして、先ほど申し上げましたとおり五十九年の十二月に報告を出すに至つたわけでございまして、けれども、それを少し申し上げさせていただきますと、この懇談会は、戦後処理の基本的なあり方について検討を加え、さらに、措置すべきであるにもかかわらず残されている戦争損害があるかどうか、これまでに講じられた措置に不均衡があるかどうか、見直す必要があるかどうか、こういうような観点から公平に、かつ、慎重に検討を行つてきたけれども、「いずれの点についても、もはやこれ以上国において措置すべきものはないとの結論に至らざるをえなかった。」といふふうに報告にはなっております。

「しかしながら、」と報告は続いているわけでございましてけれども、「我々は、戦後四十年にならんとしたなお強い要望を寄せている関係者の心情には深く心を致さねばならない。」やはりその三問題の方々が大変な御苦労をされたといふことについては私もよくわかる、こういう立場から、「この戦後処理問題に最終的に終止符を打つために、当懇談会としては以下のことが適當と考えられる。」といふことで具体的な提案がなされたわけでございます。

その内容は、戦争損害が関係者にとつて心の痛みとして償われることなく残つておることをふまえるならば、求められることは、これらの尊い損害、労苦が時日の経過とともに国民の記憶の中から忘れ去られ、風化していくことを防ぎ、更に後世

の国民に語り継ぐことであり、国民が戦争により損害を受けた関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことである。このため、今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設することを提唱する。

これが戦後処理問題懇談会の報告の要旨でございます。

○竹内(勝彦)委員 重ねて確認しておきますが、いわゆる今回の平和祈念事業特別基金等に関する法律案、これは、今御説明いただきました戦後処理問題懇談会の報告を受けて、それを趣旨としてこの法律案といふものができた、その点を再確認しておきたいと思ひます。

○平野政府委員 今先生も申されましたとおり、この法案をつくる過程におきまして、あるいはこの基金の設立に当たりましては、ただいま私が御報告申し上げました戦後処理問題懇談会報告、この趣旨に沿つていふことを基本方針とし、さらにいろいろな観点から検討調査を加えてこの法案を作成し、今回国会に提出し御審議をいただくことになった、こういう経緯でございます。

○竹内(勝彦)委員 シベリア抑留者の補償を認める一方、軍人恩給未受給者、それから在外財産未処遇問題、こういったものを政府の手から離して平和祈念事業特別基金に預けることになる、そういう取り扱い、そういうことでこの祈念事業に預けることになってしまつて、なおかつ、そういうことになったために不公平になつてしまふのではないかと。

むしろ、今後またいろいろこの法律といふものを考えていかなければならない、先ほど同僚委員に対してお答がございましたけれども、その措置といふものの、今後どういう事業を行つていくのか、あるいは法律にかかつてくるもの、いろいろあるわけでございますので、むしろこれを手から離してこの特別基金に全部預けた、こういうような形になつてしまつてはこれは不公平になるの

ではないかと私は懸念しますが、その点の御見解はどうでしょうか。

○平野政府委員 戦後処理問題懇談会報告におきましても、これら三問題についてこういう先ほど私が申し上げたような提言をされたわけでございます。いわゆる戦後処理問題、この基金におきましてはその三問題を取り上げていくわけでございます。

それで、ただいま先生が御指摘ございましたのは、それにもかかわらずと申しますか、そのような状況のもとでできた法案の中に、いわゆる戦後強制抑留者、シベリア抑留者、こういう方々に対しては個別に慰労の気持ちをあらわすものが含まれている。そして一方において、いわゆる恩給資格の方々、まあ未受給者という表現もあるかと思いますが、あるいは在外財産問題の方々、こういう方々についてはそういうものがないという意味かなというふうに私受けとめたわけでございます。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、この基金に預けるという御表現をされましたけれども、確かに基金の事業として行うということは決めたわけでございますけれども、この基金そのものは法律に基づいてきちつと事業を行っていくということ、またその監督は内閣総理大臣がきちつと行っていくということ、さらに、先ほどもちつと御質疑もございましたとおり、その具体的な内容についても場合によっては内閣総理大臣の認可を受けながら行っていく、こういう仕組みになっておるわけでございますので、不公平とかそういう問題ではないのではないだろうかというふうに私も思っております。

○竹内(勝)委員 それでは進めてまいります、まず、この戦後処理問題懇談会の報告は完全に形骸化するとともに、この軍人恩給未受給者と在外財産未処遇問題の対象者等への補償というものが焦点となってくることは承知の上でこの平和祈念事業特別基金等に関する法律案を提出した、こういうふうな考えていいんでしょうか。

○平野政府委員 お話ございましたとおり、この法案は、やや繰返しになるかと思いますが、戦後処理問題懇談会の報告、この趣旨に沿って、それを基本方針とし、さらに調査検討を加えた結果、このような法案の形として提出させていただくことになった、こういうことでございます。

○竹内(勝)委員 そこで、今回のこの平和祈念事業特別基金等に関する法律案の中で、「戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等」として第三章を別に設けたわけですね。これは「戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等」、こういったしまして、そして「慰労品の贈呈」「内閣総理大臣は、戦後強制抑留者又はその遺族に総理府令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労する」として、その事務は基金に行わせるものとすること、こういうようにしておりますけれども、この第三章を別に設けたという理由は何ですか。

○平野政府委員 御承知のとおり、ただいま御指摘もございましたとおり、この平和祈念事業特別基金等に関する法律案、この第一、趣旨のところにもございましたとおり、この法律案は大きく分けて二つの柱がございます。

一つは、先ほどからもお話がございます、私も御説明申し上げました、さきの戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金をつくる、こういうことが一つの大きな柱。

それからもう一つは、ただいま御指摘ございました第三章でございますけれども、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行う、こういう規定を別途させていただいた、こういうことでございます。

これは先ほど私、経緯を少し申しましたけれども、もう一つ申し上げておくことがございます。それは、戦後処理懇談会の報告が出て、そして私先ほどいろいろな観点から検討調査を行ったというのを申しました。その一つとして、一昨年、

党・政府の間で一つの合意を見たわけでございますが、その中で、戦後処理懇談会の趣旨にのっとり関係者の労苦を慰籍する事業を行う、こういうことを決めて、なおそれに加えてと申しますか、それともう一つ、シベリア抑留者、戦後強制抑留者の方々に対しましては、これまでの経緯等を踏まえ、個別に慰労の気持ちをあらわそうということ、いわばこの第三章に書いてございますような措置を行うということを決めた経緯がございます。

そこで、この第三章におきましては、先生今御引用になりました慰労品の品を差し上げる、贈呈するということとともに、実は慰労金もということを書いてあるわけでございます、これがいわゆる交付国債によって支給するということになるわけでございます。

交付国債を支給するに当たりましては、これは先生も先刻十分御承知のとおり、交付国債を発行するためにまたもう一つ法律が要る、こういうことでございました。

そこで、個別に慰労の気持ちをあらわすいわゆるシベリア抑留者の方々に対する措置につきましては、これはやや立法技術的な面もあったわけでございます、これはやや立法技術的な面もあったわけでございますけれども、別の章に、独立の章といたしまして、そしてその前にございます認可法人である平和祈念事業特別基金、これらの関係条文と別建てにした方が法律上整理がいいと申しますか、法制局と随分議論したのでございますけれども、その方がこの法律の趣旨、内容というものを明確にあらわすのではないかと、こういうような検討等もございまして、私先ほど申しましたとおり、国債を発行するための法律がどうしても要るということでございまして、それを別の章にしておいた、そしていわば二本立てでこの法律を構成することにいたしました、こういう経緯がございます。

○竹内(勝)委員 そして、この対象者は一応四十七万三千人ぐらいと伺っております。そうすると、私先ほど申し上げましたが、後に残った、この前の私の本委員会においての質問の御答弁の中にもございましたが、いわゆる軍人恩給未受給者と言われる人たちは二百七十五万人もいる、それから在外財産未処遇問題の人たちは二百六万人、こう言われておる。

そういう対象者に対して、この運営委員会を設立して、ここにもございますね、第二章の二、「平和祈念事業特別基金」の中で、「6 運営委員会」の項目がございまして、「基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として一〇人以内の委員で組織する運営委員会を置く」、こういうようにしておりますけれども、ここでの議論の方向性というものはどうなっておりますか。

○平野政府委員 この運営委員会は当然基金内に設けられるわけでございます、その議論の方向というお尋ねでございますけれども、これは文字どおり基金を適正に運営していくための運営委員会でございますので、この法律第三条の目的等にかつとつてどういふ事業を行っていくのかがいいの、まだ私どもの方でこういう方向だということとを申し上げるまでに至っていない、むしろ運営委員会においてその辺はいろいろお考えいただきたい、私どもの方はむしろその推移を見守っていくというのが私どもの考え方でございます。

○竹内(勝)委員 もう一度確認しておきます。なぜこだわるかといいますと、これは軍人恩給未受給者あるいは在外財産未処遇者の問題のことをさらに審議していく、今後のものでございますからそういうものにも当然発展していく、こういうふうな考えてよろしいでしょうか。

○平野政府委員 これは既に先生も御承知のことかと思いますが、この法律の二十七条にこの基金の業務が各号別記してございます。その中の一項の一号から三号、あるいは四号は附帯ということでございますが、いずれにしてもその辺のところは具体的に書いてあるわけでございますけれども、それ以外に、この基金の「目的を達成するために必要な業務」、これも法律上できる形になっているわけでございます。

ただいま先生から御指摘ございました問題についても、そういったことで、この基金の目的に

照らして適當であるかどうか、あるいはする必要があるかどうか、こういうようなことも、これは私どもの想定でございませうけれども、運営委員会では論議の対象になるのではないだろうかという気持ちには持っております。しかしながら、これはあくまで運営委員会自身でお決めいただくこととございまして、私の方からこうであるというものを今の時点で申し上げるのはちよつと筋違いかなというふうに考えておるところでございませう。

○竹内(勝)委員　そこで、私、先般当委員会へ質問したときに、今と同じような答弁がございました。政府の審議機関にございませうのでその審議内容について何も言えない、こういう意味の答弁をされました。

まず、それは法律の中でこの基金の「運営に関する重要事項を審議する」という規定されております。この「重要事項」というのをどういうふうにお認めしておるか、もう一度ここではっきりしておいた方がよいと思ひますので、お願いしたいと思います。

○平野政府委員　運営委員会でございますから、もろもろのことがあるわけでございますが、一つ大きな問題といたしましては、当然のことながら、毎年度行ふ予算あるいは事業計画、こういったものがあるわけでございます。同時に、基金が行ふ事業のあり方、業務のあり方でございますが、そういうことについても御論議が行われるものと思ひております。

○竹内(勝)委員　業務は今後また明らかになつてくると思ひます。

そこで、これも同僚委員からございましたが、もう一度確認しておきます。

今度設置されるこの基金の運営委員会の委員の任命について、「学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。」というところでございませう。そこで、軍人恩給未受給者あるいは在外財産未処遇問題の関係者等の代表者からもこの委員を選任するというこ

とは考えられますか。

○平野政府委員　運営委員会は、たゞいまも御指摘がございましたとおり、「基金の業務に關し学識経験を有する者のうちから、任命する」ということになつておるわけでございます。したがひまして、三問題の關係者の方々というものは、その中の学識経験者ということになるのではないかと、あるいは場合によつては一番お詳しい方かもしれない、少し言い過ぎかと思ひますが、そういう方もあるいはいらつしやるかもしれないということになるわけでございます。例えば団体の代表とかそういうことになりまして、ちよつとあれがあるわけでございますけれども、学識経験を有するということの意味におきまして、たゞいま先生が御指摘になりました問題についての關係者もその委員にふさわしいということと御推薦があつた場合には、私どももこれを尊重していく必要があるのではないかと、このように考えております。

○竹内(勝)委員　ぜひそういうふうにお願ひしておきたいと思ひます。

そこで、この基金は、目的を達成するために今の業務を設定しておる、ここが一番大事なところだと思ひます。目的を達成する業務という、この業務の内容をもう少し、いろいろ今まで答弁してきておりますけれども、何か政府として考えられておることを、これは重複しても結構でございますから、もう一度ここで整理しておきたいと思ひますので、御答弁ください。

○平野政府委員　ちよつとあるいは重複するかと思ひますが、御勘弁いただきたいのでございませうけれども、この基金の目的は第三条に書いてございます。これは御承知のとおりでございますが、「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、關係者の労苦に對し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。」こうなつておるわけでございます。「關係者に對し慰藉の念を示す事業」というのは何だろ

う検討させていただきます。

まず一つ、私どもなりにわかりましたのは、先ほど戦後処理の報告でも申しましたとおり、「今次大戦における國民の尊い戦争犠牲者を銘記し」ということでございませうが、そういう關係者の方々の御労苦を後世にきつと語り継いで、あわせて國民の皆さんも關係者の方々に慰藉の念を示す必要があるのではないかと、こういうことが処理の報告の中にもございませう。

そういう意味におきまして、二十七条の一項一号からは具体的にそういう点が書いてございまして、關係者の労苦に関する資料の収集、保管、展示、あるいは二号におきましては關係者の労苦に關する調査研究、さらには出版物その他の記録の作成、講演会その他の催しの実施、こういうことを私どもも思ひつくと申しますか、戦後処理の報告から當然に帰結されるようなテーマ、問題につきましては、具体的な例示として法律上書くことは可能であつたわけでございます。

そこで、ではそれ以外に何かあるだろうかということも私どもいろいろ考えました。諸問題について私ども具体的に考えたのでございませうが、ただ、そこまで法律的に書くまでに至つてゐるのかという点になりますと、まだいろいろ議論もございませう。そこで、法制局等とも御相談させていたゞき、そういう場合は結局何か決まればできるような法律の仕組みをしておくべきじゃないか、こういうことがございまして、五号に、「前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行う。」という一号を加へさせていただきます。

では、その具体的内容はどうなるのかというお尋ねかと思ひますが、それは先ほども申しましたとおり、運営委員会におきまして事業のあり方について御協議いただくことになつておりますので、私どもとしてはただいまの時点におきましてはその運営委員会における協議の推移を見守つてまいりたい、このように考えているところでございませう。

います。

○竹内(勝)委員　それではちよつと、私、この前の三月二十二日の本委員会におきまして同様に御質問させていただいておりますが、そのときに平野政府委員はいろいろと答弁されて、その中で私、個別給付ということにこだわりました。平野政府委員は「広い意味で個別給付も含めて」とうに考えております。「こういう答弁をしておりますが、この「広い意味で個別給付も含めて」ということはどういふことでございませうか。

○平野政府委員　個別給付という言葉の持つイメージというのが、私先生の御質問がございましたときにどういふイメージかなということが思ひ浮かばなかつたのが率直なところでございませう。

そこで、例えばシベリアの抑留者の方々に對しまして個別に慰勞の気持ちをあらわす措置としていろいろやることになつてゐるということにつきましては、先ほど御指摘ございました三章以下に書いてあるわけでございますので、そういうことをイメージしながらいろいろ廣く考えれば、そういう個別的なことも当然運営委員会の場で協議されることがあるのじゃないだろうか、私が今からあるということを申しますと運営委員の方々に大変失礼なことになりますので私はそれ以上申し上げられないわけでございますけれども、いづれにしても、そういうようなことにつきましては運営委員会の場で協議されることであるのではないかと、そういう意味合いをもちまして先生にそういうふうにお答弁させていただきます次第でございませう。

○竹内(勝)委員　よくわかりました。

それでは参考人に質問させていただきます。本日は、全国元軍人恩給未受給者連盟常任理事の斎藤時和様、それから随員として同じく全国元軍人恩給未受給者連盟常任理事の池田輝夫様、同じく全国元軍人恩給未受給者連盟京都府連合会副会長の土屋清六様そのほか、先日もあるいは本日もそのほか大勢の皆様方が傍聴にもおいでいた

いておりますし、お忙しい中、参考人として斎藤時和様、本当にありがとうございます。

それでは若干御質問させていただきたいと思ひます。

まず、昭和六十一年五月、衆参同時選挙前、それから昭和六十一年十月、同時選挙後の二度にわたって、この年金恩給等受給資格欠格者に対する特別給付金の支給等に関する法律案というものが、これは議員立法で考えたのかどうか、その点もこれから明らかにできると思ひますが、考えられていたようですが、そのときの状況はどのようなものであったのか、最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○斎藤参考人 大変緊張しておりますのでお答えが適当であるかわかりませんが、我々としては当時こういう文書が出て非常に喜んだわけでございます。孫が、ああおじいちゃんよかつたね、やつと四十何年たつておじいちゃんも国が認めてくれたな、率直にこういう喜びを持ったわけでございます。そして、これにはいわゆる金額等も明示され、それからいわゆる支給の期間も、当初は十年でございましたが、金額は変わらないう十五、十五年に延びてもいいじゃないかというふうな気持ちでやったわけでございます。これが率直なる私の当時の気持ちでございます。

○竹内(勝)委員 それじゃ斎藤さん、そのときに軍恩未受給者に対しての金額まであった、こう言っておりましたが、そうすると、その軍恩未受給者に対して個人給付、どんなような考えがあつたのか、その中身をどうぞ遠慮なく述べてください。

○斎藤参考人 実是要綱案が私たちの手元に入りましたときには、「年金恩給等受給資格欠格者に対し特別給付金を支給する等の措置を講じ、」これが第一の「目的」に明示されておるわけでございます。私たちは法的解釈もわからない全くの素人でございますが、これを率直に受けて、金額的にもランクがございまして、四ランクでございす。そういうふうな受けとめたわけでございます。

以上でございます。

○竹内(勝)委員 斎藤さん、えらい遠慮されているようですが、私も今の「年金恩給等受給資格欠格者に対する特別給付金の支給に関する法律案要綱」という資料をいただいております。今第一の「目的」のことを言われましたけれども、第三の「特別給付金の支給」というのはどうなつておりますか。

○斎藤参考人 「特別給付金の支給」ということにしましては、シベリアの方が先、その次はおまえたというふうな我々は聞いております。

そして、この書面を拝見しますと、政府の要人の方、自由民主党の要人の方、皆お名前が出ておつて、いわゆる関係者の苦勞を慰藉する等の事業を行うものとする、という中に当然我々軍人恩給未受給者も含まれているものと理解して今まで来ております。

以上でございます。

○竹内(勝)委員 斎藤さん、この要綱でございますね。この要綱の第三のところ。第一が「目的」、第二が「年金恩給等受給資格欠格者」、第三が「特別給付金の支給」こうなつておりますが、その1の項目をちよつと読んでみていただければはつきりするのじゃないでしょうか。ちよつと読んでいただければありがたいと思ひます。

○斎藤参考人 お読みいたします。

第三 特別給付金の支給

1 年金恩給等受給資格欠格者であつて、国外又は政令で定める国内の地域において旧軍人等として在職し、又は勤務した期間(恩給に關する法令において在職年(以下単に「在職年」という。)の計算において在職年数に加えられる期間で政令で定めるものを含む。)(その期間のうちに在職年の計算において除算することとされてゐる年数があるときはその年月数を除算し、加算することとされてゐる年月数があるときはその年月数を加算し、半減することとされてゐる年数があるときは

その年月数を半減した後の期間)が三年以上のものに対し、特別給付金を支給すること。

○竹内(勝)委員 これは大事なことですね。選挙前に、それから選挙後にこのようにはつきりと言つてゐる。括弧括弧で非常にややくしく今説明されましたけれども、簡単に言うと、「年金恩給受給資格の欠格者であつて、国外又は政令で定める国内の地域において旧軍人等として在職し、又は勤務した期間が三年以上のものに対し、特別給付金を支給する」というふうな、今まで十二年がちよつとも欠けたら全然だめだつた者に対して非常に理解ある案でございます。そういったものが皆様方に示されたということを考えますと、今斎藤参考人が言われたように、これはありがたいことだと思ひます。この辺、今斎藤参考人が申し述べたことはそういうことでよろしいでございませうか。

○小淵國務大臣 ただいまの参考人がお読みいたしましたのは、自由民主党の案と承知して、当時その案が出ておつたことを承知しております。

○竹内(勝)委員 斎藤参考人、では続きまして次のことを質問させていただきますが、どうぞ遠慮なく読むところは読んでいただいて、遠慮なくやつていただいで結構です。

昭和六十一年十二月二十九日の戦後処理問題に關する政府・自民党の合意の内容がございすね。これについて述べてください。

○斎藤参考人 合意のいわゆる内容については、第六項目までいろいろ書かれてございすますが、第二項目の「基金の目的は、戦後処理懇談報告の趣旨に沿つて、関係者の苦勞を慰藉する等の事業を行うものとする。」というところでございすので、当然、我々軍恩の未受給者も入つてゐるものと理解しております。

○竹内(勝)委員 内容は、簡単にいいです、言つてください。——それじゃ、私の方から確認しておきましよう。

戦後処理問題に關する政府・党合意、六十一年

十二月二十九日付、こういうものがございす。ここには自由民主党幹事長竹下登さん、総務会長安倍晋太郎さん等々つとありまして、当時の内閣官房長官後藤田正晴さん等々ございすね。それは確認でございます。

そして、慰勞金については、恩給受給者を除く生存者に限ることとし、支給額は一人につき一〇万円とする。支給は昭和六十三年から開始することとし、支給の方式は、財政の状況等を勘案しつつ、別に決定する。というふうな(2)というところに書いてございすけれども、これは間違ひないでございませうか。

○斎藤参考人 私はそのとおりの解釈をしておりまして、今までは我々も含んでおるといふように解釈をしておつたのでございすますが、ここに明記がされてゐないといふことに非常に不安を感じております。

以上でございます。

○竹内(勝)委員 今、斎藤さんに聞いてゐるのは、この「財政の状況等を勘案しつつ、別に決定する。」金額も一十万円、支給は六十三年から開始する、こういう言い方で、そして「財政の状況等を勘案しつつ、別に決定する。」もう一度、斎藤さん、この項目は当時どのように解釈しておりましたか。

○斎藤参考人 この問題に關しましては、二つのガレージ説というものが流れてまして、一つはいわゆるシベリア関係の方々、一つはいわゆる我々未受給者の分というふうな、文章には明記してございませませんが、そういうふうな受けとめておりました。

以上でございます。

○竹内(勝)委員 官房長官にお伺いしておきたいと思ひます。

昭和六十一年十二月二十九日の段階で、今斎藤参考人からもございまして、私も細かい点を報告させていただきましたが、その六十一年十二月二十九日の段階で、今回提出法案の合意事項が当時の竹下幹事長のもとで行われていた、こういうこ

とになります、これは事実でございまいしょうか。

○小淵國務大臣 六十一年十二月二十九日における戦後処理問題に関する政府・党合意は、御指摘のように党の責任者として竹下幹事長が筆頭に入っておることは事実でございまいしょう。

○竹内(勝)委員 そこで伺いしておきたいと思ひます。

次は、斎藤参考人よろしいですか、昭和六十二年十二月二十七日付、さつきのは昭和六十一年十二月二十九日ですね、昭和六十二年十二月二十七日付了解事項、こういうものがございまいしょう。六十三年度内に、認可法人による基金を設置する。規模は、二〇〇億円とし五年を目途とする。初年度一〇億円。基金の目的は、戦後処理懇報告の趣旨に沿って、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うものとする。時間の関係上、全部は読みませんが、そういう形で同じく昭和六十二年十二月二十七日、自由民主党幹事長、今度は安倍晋太郎、それから総務会長伊東正義、ずっと全部ございまいしょう。それから内閣官房長官小淵恵三、大蔵大臣宮澤喜一、総務庁長官高島修、そういうようにございまいしょう。まず斎藤参考人にお伺いしておきますが、これは間違いございまいしょうか。

○斎藤参考人 この問題に関しては、軍人恩給未受給者連盟がいわゆる質問状を政府の要人の方々に提出して、その御返答をいただいたわけでございます。その御返答の中で、自由民主党政務調査会のお名前、「昭和六十三年一月二十日付貴連盟よりの、軍人恩給の受給に関する種々の質問事項を頂戴致しました。」そしていろいろございまいしょうが、この項目にも「関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うものとする。」そして自由民主党幹事長、総務会長、政務調査会長、参議院議員会長、幹事長代理、それから内閣官房長官、大蔵大臣、総務庁長官。

それと、その説明と私は解釈しておるのでございまいしょうが、政府は、この了解事項に基づいて「平和祈念事業特別基金等に関する法律案」を提出、慰藉の念を示す事業を行う平和祈念事業特別基金を設置することとしました。この法律案について、わが党は内閣部会、政調審議会、総務会、審議院、国会への提出について了解を致しておりました。今後は国会において審議を進め、一日も早い成立を図り、基金を発足させて、運営委員会における具体的な事業等のあり方についての協議を進める等、事業の促進を期す所存であります。わが党としては、軍歴期間に満たないため恩給を受給できない方々、いわゆる恩給欠格者のご意見に対して、現行制度との問題、他の戦争被害者との関係等も考慮し、今後とも最大限の努力を傾けたいと存じます。

○竹内(勝)委員 斎藤さんに今了解事項を詳しく答弁していただきました。もう一度整理しておきたいと思ひますが、「軍人恩給未受給者救済に関する質問事項」ということで全国軍人恩給未受給者連盟として質問を出したわけですね。それで、その回答として、今斎藤さんが述べられたように、自由民主党政務調査会、こういう名前が今度回答をした。これはたしか六十二年二月十八日付ですね。斎藤さん、もう一度答弁してください。

○斎藤参考人 はい。昭和六十三年二月十八日でございます。間違いございまいしょう。

○竹内(勝)委員 斎藤参考人は今その回答に関して若干述べられましたが、もう一度その中身を、これは簡単にいいですから、その趣旨を、どのような質問をされて、そしてこのような回答があった、こういうように整理してここで答弁しておいてもらった方がいいと思ひますので、もう一度お願いいたします。

○斎藤参考人 我々は自由民主党のいわゆる要綱案というものを信じてきておたわけでございます。当初は、法律的にもこういう文章の解釈の仕方が全くわからない我々でございまいましたが、あ

がだんだんとしりすばみというのですか、何らそういうようなものが見られないということとございまいましたので、我々連盟として相談いたしまして、それでひとつもう一遍確認をとらうではないかと行って先ほど申し上げましたいわゆる質問状を出したわけでございます。それに対する回答が私がさきに申しました回答でございます。

○竹内(勝)委員 それでは、質問の項目はどういうものであったか、項目だけでいいです、どういう質問をしたのですか。

○斎藤参考人 「昨年末の、私共に関する政府・自民党の了解事項、及びこれに関連する諸事項に関して、ご教示賜りますように、謹んで懇願致す次第であります。『関連事項』と申しますのは、私共が運動を開始した根拠であります所の『軍人恩給不公平是正』と『軍歴評価の官民格差是正』に

○竹内(勝)委員 それではちよつと整理させてもらひますが、まず、全国軍人恩給未受給者連盟といったしまして質問をされたのは、例えば、個人給付の方法論についてとか、戦後の問題と戦争中の問題の処理方法の比較、あるいは戦争中元軍人の貢献度の評価格差についての質問、あるいはいわゆる官民格差の不公平について、こういうような項目について質問をされた、こう解釈しておりますが、斎藤参考人、それでよろしいでしょうか。

○斎藤参考人 内容的に質問の箇条をお読みしたいと思ひます。

方述べられましたが、その回答に対して斎藤さんのお考えもいろいろあるでしょうから、そういうものも踏まえて結構でございますので、日付と自由民主党政務調査会が出したのばかりだったので、その中身をもう一度御説明ください。

○斎藤参考人 では、もう一遍読み上げさせていただきます。

昭和六十三年二月十八日 自由民主党政務調査会 全国軍人恩給未受給者連盟殿 昭和六十三年一月二十日付貴連盟よりの、軍人恩給の受給に関する種々の質問事項を頂戴致しました。それぞれの項目についての逐条的なお答の用意はございまいませんが、いわゆる戦後処理問題についてのわが党の方針は以下のとおりであります。

恩給欠格者問題等を中心とする戦後処理問題については、昭和六十二年十二月二十七日、昭和六十三年度予算編成時における政府・自民党の政治折衝において次のとおり「了解事項」を確認いたしました。

○竹内(勝)委員 それじゃ、時間がかかりますので、そして了解事項は、先ほど私も述べましたが、斎藤さんも述べたので、それは略させていただきますが、もう一度、重複いたしますが最後のところをここで私が代読いたします。

どういふふうにするという考え方からこのような回答を出されたのですか。

○小淵国務大臣 ただいまお読みになられました回答文は、申すまでもありませんが自由民主党として行ったものでございまして、政府の見解を申し上げることは差し控えていただきたいと思ひます。

いづれにいたしましても、今回の法案は政府と党で十分協議した結果提案したものでございまして、お読みになられました政府並びに党との了解事項につきましてはこの文書の中に挿入されておりますけれども、あくまでも政府と党との約束事はこれに尽きることでございます。

その他の文書につきましては自民党として行ったものでございまして、政府としてはそれに対してコメントすることは差し控えていただきたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 官房長官、それは責任逃れだ。あなたの名前がちゃんと入っているんだ。ましてや政府・党合意事項だ。合意事項としてあなたの名前が入っている。それは党のことで、私に關係ございせん。私はあなたに聞いてゐる、あなたの考えを。答弁してください。

○小淵国務大臣 私、今官房長官という立場でございまして、私として責任を果たすことは、政府と党との了解事項につきまして、みずからの責任において了解事項を約束いたしましたこととございまして、先ほどお読みになられました文書全体につきましては、これは政府としての見解でなく、自民党としての文書として御理解いただきたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 じゃ、了解事項に關してもう一度確認しておきたいと思ひます。

まず、基金の問題、そして基金の運営。そして「国は必要に応じ、補助することが出来る。」それから「基金内に、関係者の内から、推せんされた者を含む運営委員会を設け、慰籍事業などを含めた特別事業等のあり方を協議し、政府に提議する。」こういうようにございしますが、これは間違ひ

ないですね。

○平野政府委員 間違ひございません。

○竹内(勝)委員 そうすると、この「慰籍事業などを含めた特別事業等のあり方」を官房長官としてどういふように考えておりますか。

○小淵国務大臣 まさにそのことを、この法律が成立した晩におきましては運営委員会におきまして有識者によつて十分な御検討をいただきたい、こう願つておるところでございます。

○竹内(勝)委員 そうすると、今までのいろいろと論議がございましたけれども、「基金内に、関係者の内から、推せんされた者を含む運営委員会を設け、このうちでその運営委員会がスタートして、そしてその中で協議をしていく、そういう中で決められたことを政府として、それを預かる官房長官として着実に実行していく、こういうふうな考えでよろしいでしょうか。

○小淵国務大臣 この運営委員会におきまして結論を得、政府に御提議ございすれば、政府としては忠実にその提案に即して努力をいたしていくことは当然のことと存じます。

○竹内(勝)委員 斎藤参考人、官房長官もそういうふうに言つておられますし、参考人への御質問はこの辺で終わりたいと思ひますので、最後に、参考人として要望なり何でも結構でございますが、先ほど述べた中にもうひとつとこいつたものをつけ足しておきたい、いろいろあると思ひますので、自由に、どんなことでもここで申し述べてください。

○斎藤参考人 本日は、竹内先生の御配慮により、こうして貴重なお時間を関係各位の方が我々のために割いてくださいましたことを厚く御礼申し上げます。

所感と申ししましてもこれといったことは余り申し上げられないのでございますが、私は過去九年を通じてこの運動に携つてきました。政府の方々、各政党の方々、いろいろな方々にお願ひしてまいりました。そうしたところが、この枠には入らない、これには適用されないという答えが返

つてきたのでございます。

しかし、これは翻つて考えてみますと、我々の問題が枠に入らないのが当然なのでございます。常備兵力二十万のときの、そういう平和時の枠内に、今次大戦のように、我々が何百万も動員され、何十万人も死亡し、五十万も六十万もシベリアに抑留された、こういうことは国も予想していなかったことであつたらうと私は思うのです。だから、これに当てはめてくれ、これに当てはめてくれと言ふこと自体がおかしいのじやないかという結論に私は今達しておるわけでございます。

であつたならば、我々余命幾ばくも残されてない老兵がどないしたら心の安らぎを得られるのかという、あなたは十二年に満たないとか、引張つたとか転んだとかいうことでございまして、で、そうしたならば、皆さんの御理解を得て、温かい、法規を超えたもので、我々は当時全く疑うことなかつた赤子、今は年老いた老兵でございますが、その赤子として、温かい国の手で一度だけこの晩年をひとつ抱き締めてやつてほしいというのが私の望みでございます。

そして次に、身近に感じてゐるものといひましては、これに關連がございしますが、個人的なことと非常に申しわけないと思ひますが、京都の南山城といふところに石橋昇一といふ元海軍の兵隊がおります。六十七歳でございます。これが終戦のときにキスカで鉄砲玉を食らつてすぐ撤収といふことで、もう撤収しなければいかぬ、弾を食らつて処置も受けず何も受けず、そして命からがら、落後即死でございますので、部隊について帰つたわけでございます。しかし、帰つたけれども、その日から働かないと食えない。ようやくにして二十六年にその摘出手術を受けたのでござい

ます。そのときに、療養をしてくださいと言つて国に申し出たところが、厚生省のこれとして、本申請の療養を認めない。それ以後ずっとお願ひをしておりますが、いまだに、ああおまえは鉄砲玉食らうて一生気の毒であつたなという温かい言葉がないわけでございます。

そして、同じく陸軍の兵隊、これも明治の生まれで、現在八十三でございます。模範兵でございました。賞状もたくさん持つております。それがいわゆる露営のために体を侵されて、命は長らえておりますが、全くの温かい言葉の一つもかけてもらえないというような事例があるわけでござい

ます。これは今我々未処遇の者が嘆いてゐると同じケースじやないかと私は思つておるわけでござい

ます。そこで、お願いしたいことは、墓石に布団を着せるというやうなことでなしに、この皮膚で暑さ寒さが感じられ、まだほけなく喜ばるやうな間に、ひとつ超法規的なもので我々を見てやつてほしい。そして、あともう二十年もたてば我々の存在といふものが全くなくなつて、一面の雪が降つた銀世界のようにもう何もなくなる、見えなくなつてしまふのでござい

ます。この辺のところをお心にとめていただいて、一日も早いところの救済を、救済といふか心の安らぎをひとつ与えてやつていただきたいと思ふのでござい

ます。○竹内(勝)委員 官房長官、この問題に關して最後に御答弁をお願いしたいと思ひます。

今も参考人から、本日にこの日本の国のため、私自身も今聞いております、本日に胸を熱くしました。本日に痛みといふものを感じました。官房長官もお若い官房長官で、当時のそういうものももちろん子供供の時代にわかつておつたと思ひますし、私も恐らく官房長官とほぼ同じやうな年代だと思ひますけれども、そのころのことを考えても、戦前、戦中、戦後と、今斎藤参考人が代表して、また本日午前中もそうでござい

とにかくこの軍恩未受給者あるいは在外財産の關係の人たち、そのほかの關係の人たち、皆そうでございますけれども、もう年齢を相当召してきておる。もう後がないんだと私の前言いました。そういう意味では本場に急を要するわけです。

どうかそういう意味で、もちろん国の財政、いろいろこれはしつかりとやっていたいかなければならぬ重要な問題でございます。それは幾らでも財政があればとんでくる、そう言つてしまえば当然でございますけれども、この中でぜひひとつ、まず平均年齢が七十一・六歳ですか、この前もそういうふうにご答弁しておりました。そういうことを考えると、もう八十歳を超えておる、九十歳近くの人もあるんですよ。そういうような人を考えますと、ぜひ、年齢順と言つたらおかしいけれども、私はまず高齢者の人たち、その中でも本場に高齢者の順から何とかこの措置を、心温まる措置をとっていただきたい、このことを重ねて官房長官に申し上げまして、官房長官の誠意ある御答弁を求めたいと思つております。

○小淵國務大臣 ただいま齋藤参考人の切々としたお訴えを拝聴いたしておりました。戦後は一面いまだ終わらざる気持ちもいたしておりました。しかし一面、既に戦後四十三年を経て、人口構成も戦後生まれた者が日本のほとんどになつてくるといふ今日を思ひますとき、また私自身も、この問題につきましては衆議院議員として長い間取り組んできた問題でございまして、その経過あるいは今日までのそれぞれの運動団体のいきさつ等は熟知しておるつもりでございます。しかし、そういうことをもろもろ勸告をいたしましてこの懇談会が結論を出したことでございまして、私も現在政府の一員であります以上、政府として、与党との話し合いで決着を見た了解事項をもとにしてこの法律案を提案いたしておるところでござい

ます。

この法律案によりまして、今後この三つの問題につきましてもそれぞれ運営委員会においていろいろ熱心な御討議もされるものと思つておりますので、

政府といたしましては、その結論を得て、先ほど申し上げましたように誠実にその実行については努めてまいりたい、このように考えております。

○竹中委員長 齋藤参考人に申し上げます。本日は、御多用の中のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。御退席ください。

○竹内(勝)委員 それでは、若干時間がござい

すので、次の問題に移らさせていただきます。官房長官、若干今の問題に絡んでおりますが、我が党といたしても昨日官房長官に、「戦後処理対策に関する申し入れ」ということで、戦争による多くの犠牲者に対して心温まる措置をお願いしたいという中で申し入れをさせていただきま

した。その中で、今の問題、恩給資格者に対し、個別に慰労の措置を速やかに講じていただきたい、あるいは原爆被爆者の救済のための被爆者援護法を早期に制定していただきたい、あるいは北朝鮮の日本人妻の墓参・里帰りを一日も早く実現していただきたい、あるいはサハリン残留朝鮮人問題解決のための積極的な努力を図ってもらいたい等の申し入れを昨日はさせていただきま

した。まことにありがとうございます。そこで伺いたいのは、この九月にソウルでオリンピックが行われますが、その際、サハリン残留の韓国人をソ連選手団の応援団として加え、韓国にいる肉親との再会や墓参ができるようソ連側に働きかけようという動きが共産党を除く超党派の国会議員の間であったことは、もう官房長官も御承知のとおりでござい

ます。第二次大戦中、旧日本軍によつてサハリンに連行されてそのまま残された朝鮮・韓国人は約四万三千人にも上る、こういうふうにも言われております。肉親との再会や墓参、そういうことも希望しておりますが、そういう面で、官房長官、こういうような動きがあることは御承知だと思

います。政府としてどのようにとらえ、この問題に關してはどのように対処していこうと考えておるか、官房長官の御所見で結構でござい

ます。で、感想も入れまして、コメントできる点をコメントいただければありがたいと思つて

○小淵國務大臣 昨日、「戦後処理対策に関する申し入れ」ということで公明党内閣部会長としての竹内委員から御要請のありました点の一点として、サハリンの残留朝鮮人・韓国人問題が指摘を

されました。今の御指摘は、その方々が来るべきソウル・オリンピックに出席できないか、こ

うお尋ねでござい

ます。在サハリン朝鮮人・韓国人の問題につきましては、昨年超党派の議員懇談会が設立をされまして活発に活動しておられることにつきましては、敬意を表したいと思つて

おります。政府といたしまして、本件の問題は人道的観点から多大な関心を有しております、議員懇談会と密接な連絡をとりつつ対処してまいりたいと思つて

おります。ソ連側とは累次話し合いを行つてお

りまして、近年、親族との再会のための日本への一時出国の件数はとみに増大しておる状況でござい

ます。政府といたしまして、本年度予算で滞在費の一部負担を予算化しております、引き続きソ連側と協議の上、手続の簡素化、日本への一時出国の拡大に加え、何らかの形で韓国を訪問する方策について鋭意探索を行つていきたいと思つて

おります。ソ連側は、現在までのところ韓国への出国を認めておりませんので、御指摘のソウル・オリンピ

ックの機会を利用する韓国への訪問につきま

しても現段階では困難があると思つてお

ります。政府といたしましては、既に申し述べた方針に従つて政府といたしましては本件御指摘の点につ

いて真剣に取り組んでまいりたい、このように考

えて

○竹内(勝)委員 官房長官、非常に熱心に御答弁いただきましてありがとうございます。今るる述べていただきましたが、事務上のことなりで外務省としてこの問題に關して何かお考えが

情報保護に関する法律案について、本日午前中閣議決定をいただきまして、きょうの夕方国会に提出されるというふうに私は承っております。

今先生から御質問のごさいます世界各國の動きでございませうけれども、これはヨーロッパ、日本等電子計算機による個人情報処理が急速にふえている、電子計算機による個人情報処理が著しく近年増大しているというのを踏まえまして、個人情報保護を電子計算機の特長等も考慮しながらどうやって進めていくかという課題に、時代的要請にこたえるための法案でございませうが、ヨーロッパの状況は、一九八〇年にOECD理事會で勧告を出されまして、現在OECD加盟十三カ国が既にこの法案を策定しているという状況でございませう。それからOECDの中でも特にサミット加盟国七カ国でございませうが、その中でこの法案を持たないのは日本とイタリアだけである。イタリアは既に政府案が国会に提出されているという状況でございませう。

日本の電算機の活用状況というのは近年大変進んでございまして、政府においても進んでございませう。そういうことから、ぜひこの法案を作成して個人情報保護に遺憾なきを期したいということ、数年前から総務府で検討しておったわけでございませう。そして昨年の秋ごろから立法化へ向けて作業を進めてございまして、ことしの一月ごろから各省庁との折衝を始めたわけでございませう。何しろ我が国にとりましては全く新しい制度でございませうし、全庁に關係する法案でございませうので、検討すべき課題が多々あつたわけでございませう。そういうことから政府内部でいろいろと検討をし、広範多岐な調整も行ってきたわけでございませう。

若干法案の提出がおくれた理由としましては、その調整、協議に時間がかつたということがございませうが、現在までかかつた大きな理由として私どもが考えております問題の主なものも挙げますと、大体三点でございませう。

第一点は、開示するか非開示にするかという問

この基準をどういうふうに設定するかという問題でございませう。

もう少し詳しく申し上げますと、事前通知を行い、公示をし、開示するわけでございませうが、それらの各段階につきまして適用除外というのを設けてございませう。それは、國家の安全とか警察等の捜査上のいろいろな理由とか、そういうことで公にできないものもございませう。そういうもので適用除外を設定しておるわけでございませうが、その基準とか範囲をどうするかというのが非常に大きな問題でございまして、それらをめぐつての議論がございまして、調整があつたわけでございませう。

それから第二点目の問題でございませうが、既に法律によりまして一般に閲覧されている、事実上、公開、開示されているというふうなものが多々ございまして、そういうものと本法案との調整をどうするかというのが問題でございまして、その調整の問題でかなり時間を費やしたというところでございませう。

それから第三点目は、新しく設定いたします開示請求権というのがございませう。我が國の制度では全く新しいものでございませうが、これらの手続をどうするか、特に本人確認をどうするか、それから各省庁が国民から開示請求を求められたときにどう対応するか、そういう問題がいろいろございまして、そういうことで時間がかつたというのが実態でございませう。

少々長くなりましたが、以上でございませう。

○竹内(勝)委員 時間でございますので、ではもう一点だけ確認して終わらせてもらいます。

先ほどの御説明で、サミット参加先進國の七カ國のうちイタリアと日本だけだ、こういう状態ですが、では他の五カ國はどんなような状況であるのか。

のと比較して、日本のが本當に個人情報保護になるのか。そういうものではなくて、反対に秘密をもつと制限をきつていく、開示請求できないというふうなものか、十二億件とも言われておりますが、個人情報は何億件を考へておつて、開示請求できるのはそのうちの半分以上あるのか、あるいはもつと少ないのか、大まかで結構ですからそういうもの。

それから、今総務府として考へておるこの法案は、各國と比較してどの程度に位置づけられておるのか、今五カ國で行われておるよりもずっと後退したもの、他省庁からのいろいろな圧力で後退したものなら、これは出しても余り意味がないと私は考へてゐるから、その点で他の國と比較してどうなのか。私が先ほど申し上げたのはその点なんです。その点だけ答えてください。明確に答えてください。そうでないと、これで終わらなくなつてしまつとまずいから……。

○竹中委員長 重富参事官、簡潔にお答えください。

○重富政府委員 それでは簡潔にお答えいたします。

この法案の主たる目的は個人情報保護でございまして、私どもはこの法律の中で、安全性の確保、それから利用提供の制限ということで、個人情報というものを安全にし、それがいろいろなところへ漏れることを防ぐ、それから、それがいろいろなところはつきりしない目的のためによそに流される、各省庁間で自由濫用に使われるのじやなくて、各省の目的の間で使われるというように利用提供を制限するという本来個人情報の保護という観点で、他にみだりに漏らされないという観点では各國に劣らない制度になつておると思ひます。

それからもう一つ、開示請求の対象はどうかというところでございませうが、私どもはまだ調査しておりませんのではつきりした数字はつかんでおりません。そこで今の段階では申し上げられませんが、一つはつきり言えることは、既に日本の省庁で持つております個人情報というのは、先ほど申

し上げましたようにかなりの程度に開示されております。したがひまして、開示請求権の対象にしないで、事実上かなり開示されている、そういうことで、それらも含めまして開示の対象になるものはかなりの割合になるのではないかと、こんなふうに私どもは考へております。

○竹内(勝)委員 それではわかりません。どれくらいなのか、私が今言つたように、半分以上なのか、半分以上なのか、三分の一くらいなのか、それを答えてください。

○重富政府委員 既に法律で閲覧され開示されているものも含めると、行政機關が持つております個人情報の大半は開示されることになる、こんなふうな考へるわけでございませう。ただし、開示請求権の対象になるものがどのくらいの割合になるかは、まだ調査しておりませんのでここで申し上げるわけにはまいらないということでございます。

○竹内(勝)委員 大半というのはどういうことなんでしょうか。それだけはつきりしてください。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

大半というのは五〇%以上でございませう。

○竹内(勝)委員 以上で終わります。

○竹中委員長 浦井洋君。

○浦井委員 私は、いわゆる恩給欠格者の方々の問題を中心として、法案について質問をしたいと思ひます。

まず最初に、何度も繰り返されることになるわけですが、平野さんにお尋ねしたいのです。この法案の趣旨というのは一体何ですか。

○平野政府委員 法案の趣旨は第一条に書いてあるところでございますけれども、この法律自体は、「旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に關連する年金たる給付を受ける権利を有しない者、」長々と書いてございませうが、いわゆる恩給欠格者の方々でございませう。そういう方々、あるいは「戦後強制抑留者」の方々、さらにまた「今次の大戦の終戦に伴ひ本邦以外の地域から引き揚げた者」、いわゆる引揚者、

在外財産を持つてゐる方々、こういう方々の「戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行う」、そのための平和祈念事業特別基金をつくるというのが一つの大きな柱、もう一つは、「戦後強制的に留め置かれた慰労品の贈呈等を行う」、この点が第二の柱、この二つのことがこの法律案の趣旨でございませう。

○浦井委員 そうすると、今言われた特別基金ですね。基金の目的というのは一体何なんですか。

○平野政府委員 基金の目的は、第三条に書いてあるわけでございませうけれども、この基金は「今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行う」、そのことをこの基金の目的としたしておるわけでございませう。

○浦井委員 趣旨と基金の目的を言つていただいたのですが、私、お尋ねしたいのですけれども、その基金の趣旨と目的から見て、恩給欠格者に対して個人的な慰籍といふか、個人給付と言つてもよいし、いろいろな言い方が出ておりますけれども、そういうことが可能であるということが言えるわけなんですか。例えばおとといの論議の中で、この法案はいわゆる恩給欠格者のための法案だといふような説も出ておるわけなんです、そういうふうに見えるわけなんですか。

○平野政府委員 昨日御質問がございましたその趣旨は、この法律案をつくる際と申しますよりか、むしろその基金をつくる過程におきまして、昨年暮れの予算編成の際にいわゆる恩給欠格者の問題が非常に大きな問題となつて、それが大きく取り上げられてこの基金をつくるというような形になつたという御主張があつたかと思ひます。これに対して私も、そういう経緯は承知いたしておりますが、この基金そのものは、恩給欠格者だけではないといふゆるシベリアの戦後強制抑留の方々あるいは引揚者在外財産問題の方々、こういう者に対する慰籍の念を示す事業を行うのがこ

の基金でございませうということを申し上げたとこゝろでございませう。

ところで、ただいま先生の方から個人的なというお話がございました。この法律の条文におきましては確かにそういう点は明らかにはなつていないわけでございませう、その点につきましては第三条に「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の」云々とございまして、「関係者」に対し慰籍の念を示す事業、この中にさういふことがあり得るかどうかという点が一つの大きな問題になつてくるのではないかと思つております。

その点ではどうなつてゐるかという点につきましては、二十七条のところにまた条文がございまして、そこに例示的に幾つか書いてあるわけでございませうけれども、その第五号のところに、「前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行う」、こういうことになつてゐるわけでございませう。

したがいまして、この法律の趣旨、この法律の目的を達成するために必要な業務であるという点が明らかな範囲におきましてはいろいろな事業が行へることになる、この法律はこういうふうな仕組みになつてゐるわけでございませう。

○浦井委員 非常に回りくどい説明を受けたわけでありませうが、その二十七条の一項の五号ですね、この基金の業務の中の五号でありますけれども、この五号の業務の中で恩給欠格者に対して個別給付なり個人補償なりを行うことはできるわけですか。

○平野政府委員 第五号に書いてございませうこの基金の目的を達成するために必要な業務、その中に個別、個人的なというお話があつたわけでございませうけれども、ここにございませう具体的な内容につきましては、特別基金内に設けられます運営委員会において事業のあり方等が協議されることになつておりますので、私どもはその推移を見守つてまいりたいと思つてゐるところでございませう。

す。

○浦井委員 おとといの平野さんの御答弁の中で、私の記憶によれば、政策判断を抜きにすれば個人補償、個人的慰籍あるいは個人給付、個別給付、こういう表現はちよつと忘れましていただけれども、そういう政策判断を抜きにすればそういうことは技術的には可能だと言われておるわけなんです。さう言われたですね。だから、一体、政府はどういうような政策判断をしておるのか、聞いておきたい。

○平野政府委員 私、ただいま先生のおっしゃつた意味は、別のところでお話したような気がいたしてゐるわけでございませう。

この五号の読み方と申しますか、その内容につきましては、昨日でございませうか、その時点におきましては、運営委員会における協議を見守つてまいりたいという趣旨で御答弁をさせていたでいてゐると私は考えております。

○浦井委員 しかし、一昨日からきょうにかけての論議の中で、五十九年十二月の懇談会の報告を受けて、その懇談会の報告の中には、いろいろな引用の仕方があると思うのですけれども、「いづれの点についても、もはやこれ以上国において措置すべきものはないとの結論に至らざるをえなかつた」といふ趣旨を受けて、もう恩給欠格者の皆さん方に対しては個人給付はやらぬというものが政府・与党間の合意になつておるのと違ひますか、どうですか。

○平野政府委員 ただいま先生が御引用になりましたのは、戦後処理問題懇談会報告の中にさういふ文章が出てくるわけでございませう。その処理懇談会の報告を受けて、私もいろいろな観点から検討調査を加えて今回の法律を出していただいたわけでございませう、その間の途中におきましては、先ほど別の委員の先生方から御質問がございました、先ほど六十二年十二月二十九日でございませうか、政府・与党間の戦後処理問題に関する合意といふのがございまして、そこを基本といたしましてこの法律案を作成し、ただいま御審議をいただ

いておるといふ経緯になつておるわけでございませう。

○浦井委員 なかなか本音を吐かないわけなんですか、この法案の六条とかそれを受けた附則の第三条、こういうところで、五年を目途に特別基金の規模は二百億円だ。それでその二百億円の果実といふんです、運用利益といふんです、これである事業を行うのだといふことになつておるわけですね。これは御確認願ひますね。

○平野政府委員 そのとおりでございませう。

○浦井委員 そうすると、その果実、運用利益で、例えば恩給欠格者の個人補償あるいは個別給付、こういうものは財政的に可能なんですか。可能とすれば、可能とはつまり言われないうらうと思つたのですが、一体、これはどの程度やられるのですか。

○平野政府委員 ただいまのお尋ねでございませうけれども、いづれにしてもさういふ問題も含めて運営委員会と御協議をいたさうということになりますので、なかなかその点はお答えはしにくいと思つております。

○浦井委員 すべて運営委員会に責任をゆだねるということでは逃げられるわけなんですか、けれども、例えばこの基金が二百億円積み立てられた、金利五%だといふことになると、果実は年十億円ですね。恩給欠格者の皆さん方は、いろいろな数字が言われておりますけれども、おとといは二百七十五万といふような数字が出ておりました。さういふ方々に、二百七十五万といふ格好で一応割り切るといたしますと、仮に一人に十万円ずつお渡しするとすると二千七百億円要るわけですね。さうすると、もしさういふことが行われて恩給欠格者の皆さん方に個別補償をするとして、その事業が全部完了するに二百七十年かかるわけですよ、その勘定でいけば。

それから、先ほどちよつと出ておりましたけれども、例えば高齢者の方から始めるんだ、七十五歳以上の方が何人おられるか私も知りませんけれども、そちらも恐らくつかんでおられないだろ

うと思うのですけれども、仮に十万人おられたとすれば、そういう計算でいけば一人一万円にしかならぬ、これで終わりなんです。これで果たして慰藉ということになるのか。特に、一万円というようなことになれば、お孫さんのお年玉にも当たらぬ。それでいいんですか、そういうことになるわけなんです。

○平野政府委員 ただいまの先生の御議論は、一万円になったとすればどうかというお尋ねでございますが、いずれにいたしましても、そういうことを含めまして申しますか、慰藉の念を示す事業、その内容につきましては運営委員会御議論をいたさう、こういうことになっておりますので、そういうことになるのかどうか、いろいろな点を踏まえて御審議をいただくことになるのではないかと考えております。

○浦井委員 官房長官、今のやりとりを聞いておられて、一昨日もおられたと思うのですけれども、ある与党の委員の方は、この法律というのは専ら恩欠者の皆さんのためにある法律なんだということまで断言しておられるわけなんです、そうですね。

○小淵國務大臣 御質疑をされました委員は長らくこの問題に取り組んでこられた自民党の一人者でございますので、あるいは本人としてはそういう意識があつたかと思ひますが、現在政府で提案いたしております法律案につきましては、再三申し上げますように、この三つの問題につきましてこの運営委員会におきましてどのような形で慰藉の念をあらわすかということにつきましては、この法律案が成立した後に運営委員会が設置され、そこで十分な御議論をいただくものと思つておる次第でございます。

○浦井委員 この特別基金制度というものができ上がるという事です。官房長官にお尋ねするのですけれども、今のお答えによりますと、恩給欠格者の皆さん方に対する個人補償というのは相当困難だ、非常に難しいんだというようなことは、財政的にもあるいは法体系の上でも言えるのではないかと私は思ふのですが、

いかと私は思ふのですが、官房長官どうですか。○小淵國務大臣 いろいろの数字を前提にしてお考えになりました場合もそれぞれあるかと思ひますが、現時点におきましては、先ほど来申し上げますように、その委員会におきましてそうしたことも含めて御議論、御結論を得たいと思つております。

○浦井委員 私は困難だと思ふのですよ、どこから考えましても、二百億円という上限が決められておるわけでしょう。これをふやす気も恐ろくないでしよう。そういう中から運用益ということになれば、私が今申し上げたような格好でやるしかないわけなんです。あるいは法律的に言へば、今度の戦後強制留置者のように第三章というように格好で条文を設けるか、あるいは別の法律をつくらなければいかぬわけでしょう。

そういうことを考えると、この特別基金法案を通じていわゆる恩欠者の方々に對する個人補償というのは非常に困難ではないか、不可能ではないか、私はこのように思つて仕方がないのですけれども、もう一遍官房長官の御意見を伺ひます。

○小淵國務大臣 これまた再三申し上げますように、この恩欠者の問題も、今度の法案の中でその方々をいかに慰藉すべきかということについて、政府と与党で話し合ひがまとまつた上でのこの法案の提案でございますので、この法律案によりまして運営委員会におきましてもそうした事ごとについて十分な御議論をいただきたいというものでございます。

○浦井委員 運営委員会ということで、平野さんと同じような格好になるわけなんですけれども、それでは官房長官にお伺ひいたします。

今非常に熱心に希望しておられる、高齢化を迎えて非常に切実な要求をしておられる恩欠者の方々に對する個人補償というのは、この法案にとらわれずに、官房長官は一体どう考えておられるわけですか。私はやはり今度の戦争の犠牲者ということで、国は必要な措置をとる必要があると思ふ。これはぜひ必要なことだと思ふ。だからい

ゆる恩給欠格者に対する補償はすべきだと思ふわけですし、私も副会長の一人をやつております。いふ話があつたわけなんですけれども、これは存続させると同時に、軍歴通算という形で官民格差の解消ということもぜひ必要だというふうに私は思ふのです。だから、そういう点で今の政府の官房長官としてどう御意見あるか、どう御決意を持っておられるか、聞いておきたいと思ひます。

先ほど話がありましたように、これは同時選挙の前でございますから、官房長官になられる前に一人の衆議院議員としてあなたもタッチされておると思ふのですけれども、与党の方は、恩欠者の方々に五十万から百万くらいは支給しますよということ議員立法というように案をつくられて、それで票をかき集めておられるわけですよ、そういう点でも責任があると私は思ふのです。どうですか。

○小淵國務大臣 現在の私の立場は内閣官房長官という立場でございます、あわせて、この立場において昨年末六十三年度予算編成をめぐつて党の責任者としての間に政府・与党のこの合意が成立いたしておるわけでございますので、現在の官房長官といたしましては、この法律案をその経過を踏まえて国会の御審議を得て成立をせしめ、それを執行していくというのが私の立場でございます。

○浦井委員 ちよつとこの法律案をのけておいて、わきに置いておいて、官房長官としてそれではいふゆる恩欠者と言われる方々に対する個人補償はどうするかということをお尋ねしておるわけですか。どうですか。

○小淵國務大臣 官房長官としては、申し上げましたようにこの法律案に盛り込まれたことにおいて私の責任はすべて果たされておるものだ、こう考えております。

○浦井委員 私の意見では、この法律案では恩欠者の方々に對する個人補償は不可能だ、非常に困難だと思ふように思ふわけなんです。といつて、

そのまゝほつておいたらいふということではない。やはり個別補償なり個別給付なり個人補償なりはすべきだと思ふのです。

私は兵隊に行く直前に戦争が終わつたわけでありまして、たゞさんの方々、現在八十歳から六十歳代まで、天皇陛下のためにという事で一銭五厘の赤紙で召集。ここに淡路の阿部さんという方から送られてきた赤紙を持ってきたておりますが、それで召集された。そして戦死をすれば、本人さんは神様として靖国神社に、今問題がいろいろ起つておりますけれども靖国神社にお祭りしてあげますよ、もし死なれたら両親や妻や子の皆さん方は軍人恩給で面倒見てあげますよということ戦争に引つ張つていったわけでしょう。

ところがその戦争が敗戦で終わつてみると、いわゆる恩欠者というのは大変言葉であります。恩給欠格者、こういう人が出る、あるいは軍歴通算がないので官民格差が出る、それから一昨日もきやうもそうですが、どの立場の参考人の方の陳述を見ても、やはり公平な措置をとれ、とつてほしいというのが要求になっておるわけです。

私は当然の要求だと思ふのですが、やはり政府として、官房長官として、個人給付あるいは個人補償、個別給付、名前は何でもよろしいです、あるいは官民格差、こういうものを解消する気持ちで小淵長官はありませんか。

○小淵國務大臣 これまたたびたびお答えいたしておりますように、いろいろの経過につきましては、私個人としては承知をいたしております。

さはさりながら、現実的に財政的にすべての点を勘案いたしまして、与党との約束事によりまして政府としては今法律案を提出いたしましたのでございまして、この法律案に基づきまして今後そうした方々に対する慰藉の念をあらわしていくということが、現在官房長官として考えておることでございます。

○浦井委員 人間が二人いるみたいですね、さはさりながら財政的にも云々というやうなことで、だから、今の日本の国の内閣官房長官としてどう

なんだということで、私は、こういう法律に逃げ込まずに断固とした決断を示してほしい、要望したいと思うのです。

しかも、戦後処理懇の報告書を見ましても、あるいはその後のいきさつをずっと見ましても、今度の法案でも戦後処理は終わつたというふうな、大体そういう格好にしたいということでしょう。私は、これでこの法案がもしも成立をしても、戦後処理は終わつておらない、むしろ終わらせてはならぬというふうな思うわけなんです。初めに趣旨のところ平野さんは言われたですけれども、戦後の強制抑留者、シベリア抑留者、それから引揚者あるいは恩給欠格者、この三者にこの法案は限つておるわけでしょう。しかも、そのどれもこれも処理が極めて不十分です。完全に戦後処理したというようなことは言えぬと思うのです。

同時に、今も話が出ましたけれども、国立国会図書館の「調査と情報」第四十三号、「わが国の戦後処理問題」一覽を見ますと、いろいろな戦後処理がまだ済んでいないわけなんです。原爆被害者の救済であるとか、中国残留孤児の問題であるとか、あるいは北朝鮮残留孤児の問題であるとか、サハリン残留朝鮮人の問題であるとか、あるいは一般市民の戦争犠牲に対する国家補償というふうなたくさん問題が残つておると、はつきりここに書いてあるわけなんです。であるのに、ここでこの法案ができたから、もし成立すればそれですべて終結させるんだというのは私はもつてのほかだというふうな思うわけです。

だから、他の委員会でも被爆者援護法の制定を我々野党の方で要求をしたり、あるいは戦時災害援護法というふうなものを要求しておるわけなんです。ここが同じ敗戦国でもドイツと大きな差であるわけなんです。たくさん残つておる、それを平和祈念事業特別基金等に関する法律案というふうなもので、これで戦後処理問題はすべて終結さ

れる、すべて終結させるというふうなことを言えるわけですか。先ほどから言われておるように、政府と自民党はこれで合意しました、しかし私は、国民は決して合意せぬと思うのです。

だから、そういう点では私はこういうもの、これはこれで必要な面もあると思うんです、不十分ではあるけれども。しかし、こういうものでお茶を濁してしまわずに、根本的にきちんとして処理をするために、もつと戦後処理の問題というものを説明して、それを完全にこの間まで処理していくというのを私は強調したいと思うのです。官房長官の御意見、また同じような話が返ってくるかも知れませんが、もう一步突っ込んだ御答弁をお願いして、私は柴田議員とかわりたいと思うのです。

○小淵国務大臣 戦後の未処理問題はすべて解決したかどうかということにつきましては、日本国民一億一千七百万、おのおの考え方はあろうかと思ひます。ただ、民主主義のルールによつて成立をいたしました政府が歴代、昭和四十二年に戦後の未処理問題は終結したという考え方のもとに政府の考え方を申述してきたところでございまして、その後国民の中から強い要望も出てまいりまして、幾つかの問題につきましてもこれを処理してまいつたわけでございます。

その後さらに、今問題となつております三つのいわゆる戦後処理問題というものが出てまいりまして、その取り扱いにつきまして、これまた民主主義手続を経て懇談会より御報告を得、その考え方を政府としては受けとめ、それにのつとつて法律案を提出いたしましたことでございます。いろいろ御意見はあろうかと思ひますが、現政府としては、この法律案をもちましては終結をいたしたい、このように考えておるところでございます。

○浦井委員 もう柴田議員とかわるのですけれども、民主主義が二遍出てきました。民主主義というものは多数で押し切るということではなしに、少

数意見を尊重する、それで本場に議会の審議を、あるいは議会のルールを大事にするということが民主主義の根本だということを指摘して、私は柴田議員にかわりたいと思うのです。

○竹中委員長 関連して、柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 関連質問をいたしまして、官房長官にお伺いをいたします。

先ほど、昭和四十二年の六月二十七日、戦後処理問題に関する政府・自由民主党合意の「了解事項」ということにお触れになりました。これは引揚者に対する特別交付金を決めまして、そして第三項で「本件措置は一切終結したものとす。」このようにいたしました。しかし、間もなく戦後処理の終結を批判する国民の声が大きく起こりまして、同時に、終結を認めないという立場での各種の運動が起こりました。これらを受けて、政府としても再検討をせざるを得ないという状態になりました。

政府をこのように動かしたのは国民の世論、関係団体の運動であります。それは結局は政府が戦後処理に十分な対策を講じないまま一方的に終結宣言をしたことであつた、そういうことではありませんか。御意見をお伺いします。

○小淵国務大臣 お話のように、昭和四十二年に、政府といたしましては引揚者に対する特別交付金の支給をもつて戦後処理に関する諸措置は一切終結したものであるという了解事項を自由民主党との間にいたしましたことは事実でございます。しかし、その後、委員も御指摘のように、国民の中からさらに戦後の処理問題として提起のありました事柄につきまして、政府としてはそれに適切に対応してきたことも事実でございます。

しかし今般、再三申し上げておりますように、いわゆる戦後の未処理問題としてさらに三つの大きな問題が出てまいりましたので、その問題の取り扱いにつきまして自由民主党ともかねがね御相談を申し上げてきたところでございますが、その結果、現在提案いたしております法律案を提出す

るということに帰着をいたしましたので、政府といたしましては、この法律案をもつて今回政府としての戦後処理問題の終結にいたしたい、こう考えておるところでございます。

○柴田(睦)委員 いろいろ対応を講じてこられた、こうおっしゃいます。その対応というものが国民が納得できないものであつたからこ今日のような状況になつておるわけでありまして。要するに、政府の対応が不十分であつた、そこに四十二年に終結宣言をした政府の責任があると考えられるのであります。

今度は一昨年、昭和六十一年十二月二十九日、戦後処理問題に関する政府・党合意、ここでは第一項で「いわゆる戦後処理問題については、先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿つて、特別基金を創設し、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うこととて全終結させるものとする。」再度の終結宣言になつております。しかしこの終結宣言も、今の現状を真剣に見きわめるならば、これは国民の批判運動の前に事実上取り消された昭和四十二年の終結宣言と同じことになることは明らかであります。

そこで、恩欠者の問題ですが、この点につきましては、今浦井議員から詳しく質疑がありましたので、角度を変えまして官房長官にお尋ねします。

御承知のように、国会には超党派の軍人期間の公的年金通算推進に関する議員連盟、これが正式名称ですが、この議員連盟があります。この議員連盟は昭和五十三年六月に発足いたしました。官房長官は当時の設立発起人の一人でありまして、常任理事にもなられました。その設立趣意書には、格調も非常に高いのですが、

死生をかけた戦場で、共に戦い共に生き残つた戦友同志の中で、一方はその軍人在職期間が年金に通算されて国の保護を受け、他方はそのまゝ放置されておることは、明らかに職業による差別待遇であり、諒解できぬとの不満が充満してあり、これらの人々が「奉公袋の会」なる

ものを結成し、国会議員にその不正の是正を求めています。

われわれは、その要望の正当性を認め、戦場という異状の中に生きぬいてきた人々の、苦難をおもひ、これこそ法の前に平等の処遇をすべきものと信じ、こゝに仮称「奉公役議員連盟」を結成し、この不正に立く事態を調査研究し、その願望に応えんとするものであります。こうあります。長官は今でも政治家としての信条はよもや変わりはないと思いますが、あえて伺っておきます。

○小淵國務大臣 ここでも何回か申し上げましたが、今委員がお説になりましたように、この恩欠の問題を当初取り上げた議員の一人であることは間違ひありません。会長はたしか櫻内先生で、社会党の武藤山治先生が事務局長だったと思えます。その議員連盟を通じて、その後私が総務長官になりましたときに、この問題に対しての若干の予算を計上したことを記憶いたしておるわけでございます。したがって、この問題の本質につきましても承知いたしておるつもりでございます。しかし、その後この官民格差論も随分いたしました。これは年金恩給の問題との絡みでなかなか結論を得なかったことも事実でございます。そうした種々の過程を踏んでまいりました結果、この問題につきましてもなかなか解決の名案が浮かばないということで一衆議院議員としては今日までまいったわけでございます。

今日政府の立場になつてみまして、それこそ国民全体の視点からこれを眺めたときに、政府としてはかねて来戦後処理問題については、既に今後措置すべきものはないというこの懇談会の答申を得て、その答申に基づきまして与党との話し合いをする過程で、今日はこの法律案を制定するに至ったわけでございます。

したがって、私といたしましては、今まで一衆議院議員としてこの問題に取り組み、この問題について誠心誠意解決をいたすべく努力をいたしてまいりましたが、残念と申しますかあるいは

力不足と申しますか、諸般の情勢を判断いたしました場合に、今日としてはこの法律案をもって終結をする以外に道がないのではないかと判断に立ち至つたものでございます。

○柴田(睦)委員 もう一つ官房長官に。

衆議院議員としての信条、はっきり言われませんけれども、何かうかがえるような気持ちで聞いておりました。官房長官はこの議連の役員をやられた後、おつしやいましたように戦後処理問題の担当大臣である総理府総務長官になられました。そして今度は内閣官房長官。こうして戦後処理問題、とりわけ恩欠者問題に深くかかわつてこられたという経歴になるわけであります。今回、恩欠者の要求を全面的に否定した法案を担当大臣として提出されましたが、これはもちろんすべてを小淵長官の責任にするつもりはありません。しかし、これは政府・自民党の責任であつて、この問題に長い間かかわつてこられた長官の責任も重いということもこれまた否定できないと思うわけであります。

長官は、少なくとも恩欠者の軍歴を通算することを主張する立場であられた、それが今は全く逆な立場になつておられるわけですが、その政治的責任、このことについてどうお考えでしょうか。

○小淵國務大臣 先ほども申し上げましたように、一政治家といひますか、自由民主党所属の一衆議院議員といひましては、力不足で当初の基本的考え方方を成就することはできなかったわけでございます。また、その内容におきましても、種々勉強を重ねてまいりますと、当初の考え方をそのまま遂行するには極めて困難性も高いということも承知をいたしておるところでございます。

申し上げましたように、現在内閣官房長官という形で、政府全体、いや国民を代表しての政府の中の閣僚として、この問題につきましまして、それぞれ国民を代表する政党、特に与党の責任者として取り交わした約束事によつて今般この法律案を提出いたしましたわけでございますので、その法律案をも

つてそれぞれの問題に対する戦後の処理の終結をし、慰藉の念を明らかにいたしていくことが必要か、こう考えております。

○柴田(睦)委員 結局、基本的に答えておられないという問題です。

それでは、次は事務方の御答弁ということになります。政府がいわゆる戦後処理問題と言う場合は、その内容が具体的な項目として決まっているのか、それとも、一般的に包括して全体的なものを言うのか、どちらか、まずお答えいただきたいと思ひます。

○平野政府委員 今回御審議いただいております法案の関係でいわれる戦後処理問題と言つた場合には、これは、戦後処理問題懇談会報告の中でも明らかになつて、あるいは懇談会の議論の中でも明らかになつて、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題あるいは引揚者在外財産問題、この三つを中心とするものをいわれる戦後処理問題と言つておられるわけでございます。

○柴田(睦)委員 三つ以外に戦後処理問題と言うことはあるわけでしょうか、その具体的な項目があるのですか。法案は三つだけということですが、これも、この戦後処理問題という言葉の中には、項目でずつと挙げられるのか、まとめたものを言うのかということですか。

○平野政府委員 戦後処理問題で御議論をいただく際にもそのことが問題となりました。その際に、一つには、他省庁で申しますかほかの分野できちつと行政的な対応をしているものは除こうではないか、あるいは、外交の機微と申しますか、例えばそういうものに触れるものは別にしようではないか、こういうような御議論もあつたというふうに私も承知いたしております。

例えて申し上げれば、先般こども御議論をいたさず御可決をいただきました台湾住民である元日本兵、この問題に関しましてはその処理態では対象としない、こどもというわけの戦後処理問題には含まない、こういうことでございますから、やはりこの問題を中心としたものをいわれる戦後

処理問題と言つてきたのではないかとこのように思つております。

○柴田(睦)委員 政府は、今回の法案によりまして戦後処理問題を終結させると言つております。そのもとになつておりますのは、先ほど読み上げました六十一年十二月二十九日の政府と自民党の合意であります。こども言つておりますいわゆる戦後処理問題とは、シベリア抑留者、恩欠者、在外財産、この三つの問題に限られているのか、それともそのほかの問題も含んでいるということでしょうか。

○平野政府委員 こども申し上げております戦後処理問題というのは、繰り返しになりますけれども、つまりこの基金で対象といたしますのは、既に御承知のとおり「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う」、こういうこととございまして、処理態自体が取り上げておりましたテーマと申しますか問題自身が、先生から御指摘がございました三つの問題を中心といたして行われるわけでございます。したがって、他の例示を挙げるといふことになりまふとどういふ問題があるのか、私も定かではございません。

ただ、一つだけ申し上げられまふのは、例えば戦後強制抑留者という問題につきまして、法案で申しますと若干定義がございまして、「戦後強制抑留者」とは「いわゆるソビエト等に「強制抑留された者で本邦に帰還したものをいう」とか、や技術的な面もございまして限定的に使つてゐる、あるいは引揚者という言葉を本邦に引き揚げてきた人ということを使つてゐるわけでございしますが、そういう方々、関係者の労苦についての例えば資料の収集とか記録の作成とか調査研究、こども言つた場合には、これも別のところで御議論があつたかと思ひますけれども、ではそうじやない人のことについてそういう記録をつくることに全く触れないのか、こども言われまふと大変困るわけでございます。そういう意味におきまし

とで、所要の改定を講じたところでございます。

今後の取り扱いにつきましては、この増額の経緯等を踏まえまして慎重に考えてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○柴田(陸)委員 いろいろお尋ねしたいこともありますが、それを省略いたしまして、私は最後に再度強調しておきますが、この戦後処理問題というのはまだ終結するところではありません。これから真剣に早急に取り組みなければならぬ課題であるということを厳しく申し上げて、関連質問を終わります。また浦井委員とかわります。

○浦井委員 いわゆる戦後処理問題でなしに、本当の戦後処理問題の一つであります。厚生省来ておられますか。——これは中国の山西省ですね、山西地区の残留日本人問題というふうに言えるかと思うのですが、この問題は昭和三十一年、三十二年、三十三年当時、特別委員会が設けられてそこで議論をされておるわけであります。

概略申し上げますと、敗戦時に中国の山西省におった日本軍というのは閻錫山軍に降伏することになったわけであります。ところがこの地区は中国の人民解放軍に包囲されていたので、閻錫山側からの要請もあって、日本軍の一部と民間人の一部が敗戦後もこの地区に残った。ところが、いわゆる中国の革命戦争に巻き込まれてこの残留されたグループから多くの戦死者が出たし、また行方不明になっていまだにそのまま中国に残っているらしいという人もおられる。

この件について質問は、一つは、こういう事態の発生した原因と状況、それから二つは、昭和三十一年から三十三年までの三年間の国会の議論を踏まえてこの問題の取り扱いの経緯、それから、それに含まれると思うのですが、死亡された方の数であるとか、それは当然言われると思うのですが、そういう方の遺族に対する措置は一体どうなっているのか、それから、残留しておられると思われる旧軍人軍属、民間人に対して、今

まで政府はどういうような発見といいますが、いろいろな努力をしてきたのかという問題であります。この四つをまずお尋ねしたいのであります。

時間もないので、その次のことをお話しをしたいと思います。その次の問題について「山西残留を語り継ぐ会」というのがございまして、五百人くらいで組織されていて、代表世話人の藤田博さんという方がこの問題に取り組んでおられる。何度も中国を訪問して、残留した人々と連絡をとれる場合もあるし、それなりの場合もある、そしていろいろ交流を深め、激励もされておる。

しかし、藤田さんの話によると、とにかく革命戦争が済んでからでも四十年はたつわけでありまして、ここからボランティア的にやっておる人々も高齢化しておるし、こういう格好での調査活動も限界に近づいた。また、残っておられる方も高齢化しておるし、日本人と名の付かない方もあるやに伺っております。また、五台山というところには旧日本兵が僧侶になって二名ほどおられるらしいという情報もあるわけなんです。そういう方に会ってみると、やはりとにかく日本に一時帰国ぐらいはして、日本の戦後の状況を見たい、できれば家族にも会いたいという希望が強いわけでありまして、望郷の念といえます。

だからそういう点で、括弧づきの戦後処理でなしに、本当の意味での戦後処理の一環として、政府が乗り出して、政府間交渉といいますが、どういふ形になるかわかりませんが、そういう努力をしてほしいという要望であります。それが質問のすべてであります。

○村瀬説明員 初めに調査の件からまいりたいと思っております。最終から現在まで未帰還調査というものを実施しております。政府といたしましては山西軍参加者が現在中国に残留しているというところは認識しております。しかしながら、ただいま先生からお話ございましたように、民間の方々から直接現地の方に参りましていろいろと御調査をされている、そういう状況である

ということでございますけれども、私どもそういう確かな情報がございますれば調査を行うことを検討してまいりたい、そういうふうにご考えております。

それから、援護の問題でございますが、現在そのような地区に、山西省に元日本の将兵の方たちあるいは一般邦人の方たちが残留しておるといふことであれば、その方が日本に帰国したい、永住したいという場合もあります。よし、一時帰国したい、こういう場合もあります。よし、いづれも援護の対象といたしております。その二点、お答えいたします。

それから、経緯の方を御説明いたします。終戦に伴いまして、中国山西省にありました日本軍は、停戦協定に基づきまして当時の中国国民政府の山西軍に降伏の手續をすることになっておったわけですが、昭和二十年十月、山西省を支配しておりました山西軍は、当時中国共産党軍への対抗上、日本軍第一軍でございますが、これの将兵及び在留邦人に山西軍への参加を勧誘いたしまして、これによりまして多数の方々が参加されたのでございます。

二十年の末から二十一年の一月にかけまして、第一軍の司令官は全將兵の内地帰還の方針を各兵団に説明いたしまして帰還を説得いたしたわけでございますけれども、あくまで山西軍に参加残留された將兵の方々約二千六百名につきましては、現地除隊の措置をとったわけでございます。このほか一般邦人で残留を希望する方々を合わせまして、約二千九百五十名が残ったものと思われております。

その後情勢が鎮静化したしまして、昭和二十二年から三十九年にかけて約二千四百名の方々が逐次引き揚げてまいったわけでございますが、これらの帰還者からの情報によりますれば、約五百五十名の方々が亡くなったと思われまゝ。これらの死亡者の扱いでございますが、昭和三十一年以降、先ほど先生からのお話ございましたように、国会におきまして、軍の命令によりま

たは命令があると誤解して残ったのであるから、現地除隊ではなく死亡時に軍人であったとして扱うべきである、こういう議論がございました。それで、昭和三十八年から現地死亡者につきまして現地除隊の扱いを個別に見直しをしておりますところでございます。現在断片的に残っております記録によりますれば、昭和四十八年二月の時点でございますが、二百六十名の死亡者について現地除隊を解除しております。このよう経過となっております。

○浦井委員 終わりますけれども、残っておられるというのはかなり確度の高い情報なんです。だからそういう点で、申し出があれば調査をするというふうなことではなしに、やはり政府として積極的に乗り出していただくということを、私、もう一遍最後に要望して、質問を終わりたいと思っております。

以上であります。
○竹中委員長 次回は、来る五月十日火曜日午前九時四十分理事会、午前九時五十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十九分散会

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

昭和六十三年四月二十八日

昭和六十三年五月十六日印刷

昭和六十三年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K